

平成30年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査（報告）】

川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2017年度＞について

資料 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2017年度＞

市 民 文 化 局

（平成30年5月24日）

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねんじほうこく
年次報告

ねんど
<2017年度>

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

い いん ちょう へい じゃ ふい
委員長 ヘイ ジャフィ

ふく い いん ちょう け ぜん ぐ あ え ど わー ど む う い ん び
副委員長 ケゼングア エドワード ムウインピ

ねん どかわさき し がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく
2017年度川崎市外国人市民代表者会議の報告

だい き かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん じ め ねん がつ にち ねん がつ にち かい しょう か
第11期川崎市外国人市民代表者会議の2年次目は、2017年4月23日～2018年2月18日まで4回(8日)
かい ぎ りん じ かい ぎ お ー ぶ ん かい ぎ くわ ごうけいこのか かい ぎ につい しゅうりょう
の会議と、臨時会議であるオープン会議を加えた合計9日の会議日程を終了しました。

ちょうさしんぎ けっか ほうこく
ここに調査審議の結果をまとめ、報告いたします。

だい き だいひょうしゃかいぎ ねん じ め じょうほう がいこくじんむ おりえん て ー し ょん にほんごくしゅう ぼうさい さいがい
第11期代表者会議2年次目は、情報、外国人向けオリエンテーション、日本語学習、防災・災害、
いりょう びょういん こそだ しえん おも て ー ま ふた ぶかい わ ちょうさしんぎ おこな
医療・病院、子育て支援を主なテーマとして、2つの部会に分かれて調査審議を行いました。また、
がつ かいさい お ー ぶ ん かい ぎ だいひょうしゃかいぎ しんぎ ないよう しみん みなさま ほうこく
11月に開催したオープン会議では、代表者会議で審議している内容を市民の皆様へ報告するとともに、
ていげん と む きちょう いけん
提言の取りまとめに向けて、たくさんの貴重なご意見をいただきました。

さらに、ちょうさしんぎがい しみんまつ どう い べん と さんか しみん みなさま こうりゅう ふか
調査審議以外にも、市民祭り等のイベントに参加して市民の皆様との交流を深めるなど、
はばひろ かつどう
幅広く活動してきました。

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう ねん がつまつじつげんざい こくせき ちいき にん ぜんしみん し
川崎市の外国人住民人口は、2017年12月末日現在、131の国籍・地域の38,778人、全市民に占め
わりあい こ だい き だいひょうしゃかいぎ しな い ぜんがいこくじんしみん だいひょう
る割合は2.5%を超えています。第11期代表者会議では、それぞれが市内の全外国人市民の代表で
つね いしき かい ぎ のぞ
あることを常に意識しながら会議に臨んできました。

かわさきし だれ もがいきいきと心豊かに暮らせる社会を実現していくため、「川崎市
たぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん さくてい さまざま しさく おこな わたし がいこくじんしみん ちいきしゃかい
多文化共生社会推進指針」を策定し、様々な施策を行っています。私たち外国人市民も地域社会を
こうせい いちいん たぶんかきょうせい こうけん おも
構成する一員として多文化共生のまちづくりにさらに貢献していきたいと思ひます。

さいご にほんじん がいこくじん あんしん せいかつ とも い ちいきしゃかい けいせい
最後になりましたが、日本人も外国人も安心して生活できる、共に生きる地域社会の形成をめざし
ぜんこく さきが じょうれい がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ せっち しちょうおよ しぎかいなら
て、全国に先駆けて条例による外国人市民代表者会議を設置して下さった市長及び市議会並びに
しみん みなさま ところ かんしゃ もう あ かい ぎ さ ぼ ー と かんけいしゃ みなさま
市民の皆様へ心から感謝を申し上げます。さらに、会議をサポートして下さっている関係者の皆様
あつ れい もう あ
に厚くお礼を申し上げます。

目次

2017年度川崎市外国人市民代表者会議の報告	1
目次	2
川崎市外国人市民代表者会議 第11期代表者名簿	4

I 会議の報告

第11期代表者	5
1 会議開催概要	6
2 調査審議の内容	8
【1】 会議の運営	8
1 年間日程等の決定	8
2 正副委員長部会長会議の開催	9
【2】 調査審議で出された意見	10
1 情報・社会教育部会	10
2 地域生活部会	11
3 関係者の出席	13
【3】 オープン会議	14
1 趣旨・目的	14
2 開催概要	14
3 分科会	15
4 オープン会議参加者アンケート	16

II 提言

だい き かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん 第11期川崎市外国人市民代表者会議の提言について	19
ていげん 提言	20

III 各種活動状況

1 しちょう しぎかい ほうこく 市長、市議会への報告	39
2 おーぶんかいぎ きかく うんえい オープン会議の企画・運営	40
3 にゅーずれたー へんしゅう ニューズレターの編集	41
4 きょうじ さんか 行事への参加	43
5 だいひょうしゃ かつどうじょうきょう 代表者の活動状況	46
6 せんもんちょうさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況	47

IV 資料

1 がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい 外国人住民人口統計	49
2 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧	53
3 ていげん し とりくみじょうきょう 提言への市の取組状況	56
4 がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ 外国人市民代表者会議のしくみ	114
5 じょうれい ようこう ようりょう 条例・要綱・要領	116

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやかいぎ だい 11 きだひょうしやめいぼ
川崎市外国人市民代表者会議 第11期代表者名簿

いいんちやう ふくいんちやう
委員長・副委員長

な 名 まえ 前	こくせき ちいき 国籍・地域	きよじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
いいんちやう 委員長 ヘイ ジャファイ	まれーしあ マレーシア	あきおく 麻生区	じょうほう しやかいきょういぶかい 情報・社会教育部会、りんじかいじつこういんちやう 臨時会実行委員長
ふくいんちやう 副委員長 ケゼングア エドワード ムウィンビ	けにあ ケニア	なかはらく 中原区	ちいきせいかつぶかい 地域生活部会、りんじかいふくじつこういんちやう 臨時会副実行委員長

じょうほう しやかいきょういぶかい
情報・社会教育部会

ぶかいちやう ほか ごじゆうおんじゆん
 (部会長の他は五十音順)

な 名 まえ 前	こくせき ちいき 国籍・地域	きよじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちやう 部会長 キースタ ケーシー ジェイ	べいこく 米国	なかはらく 中原区	しみんまつり 市民祭り
ういらまー じえりー ヴィラマー ジェリー	ふいりびん フィリピン	あきおく 麻生区	にゅーずれたー ニューズレター
さり あびしえく サリ アビシエク	いんど インド	かわさきく 川崎区	しみんまつり 市民祭り
すたんと いるわん スタント イルワン	いんどねしあ インドネシア	たかつく 高津区	りんじかい 臨時会
そ じよん 徐 智妍	かんこく 韓国	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
ちゃくらうあるてー あるなんしゆ チャクラヴァルティー アルナンシユ	いんど インド	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
でいとまー だにえら ドイツマー ダニエラ	どいつ ドイツ	たまく 多摩区	にゅーずれたー ニューズレター
ひらちゃん あすか ヒラチャン アスカ	ねぼーる ネパール	たかつく 高津区	しみんまつり 市民祭り
まくうち かぶん 幕内 嘉雯	ちゆうこく 中国	さいわい 幸区	しみんまつり 市民祭り
む ふうく 牟 鳳菊	たいわん 台湾	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
れ べと ぎあ かん レ ベト ギア カン	べとなむ ベトナム	なかはらく 中原区	しみんまつり 市民祭り
びーたーそん けりー (~2017年8月) ピーターソン ケリー (~2017年8月)	べいこく 米国	さいわい 幸区	りんじかい 臨時会

ちいきせいかつぶかい
地域生活部会

ぶかいちやう ほか ごじゆうおんじゆん
 (部会長の他は五十音順)

な 名 まえ 前	こくせき ちいき 国籍・地域	きよじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちやう 部会長 きん すんおぐ 金 スンオグ	ちやうせん 朝鮮	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
かまた ふあちま 鎌田 ファチマ	ぶらじる ブラジル	なかはらく 中原区	しみんまつり 市民祭り
かわもと ふあびお よしり 河本 ファビオ 良則	ぶらじる ブラジル	かわさきく 川崎区	しみんまつり 市民祭り
かん しゆ 韓 簫	ちゆうこく 中国	たかつく 高津区	りんじかい 臨時会
しゆ かうめい 蔣 香梅	ちゆうこく 中国	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
たかはし らいぜーる ラモス タカハシ ライゼール ラモス	ふいりびん フィリピン	かわさきく 川崎区	りんじかい 臨時会
は きんう 河 相宇	かんこく 韓国	たかつく 高津区	りんじかい 臨時会
ばるとこば おくさな バルトコバ オクサナ	うくらいな ウクライナ	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
ほさに あはまど ゆーすふ ホサニ アハマド ユースフ	もーりしヤス モリリヤス	たかつく 高津区	しみんまつり 市民祭り
よう げんそう 葉 元聡	ちゆうこく 中国	たまく 多摩区	にゅーずれたー ニューズレター
すずき いえれな (~2017年9月) 鈴木 イエレナ (~2017年9月)	ろしあ ロシア	みやまえく 宮前区	しみんまつり 市民祭り

だい き だいひょうしゃ
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 第11期代表者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊



だいひょうしゃかいぎ かいじょう ねん がつ にち にち さつえい
 代表者会議の会場において（2018年2月18日（日）撮影）

だいひょうしゃかいぎ みつ きーわーど
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか
要求から参加へ

ようきゅう
要求 するだけではなく
 せっきょくてき しせい さんか
積極的 に市政参加・
 しゃかい さんか
 社会参加をしていく。

こべつ ふへん
個別と普遍

こべつ ちが なか
個別の**違い**の中から
 だれ なっとく
誰をも納得させる
 ふへんてき さが
普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい
相互理解と共生

がいこくじん にほんじん
外国人も**日本人**も
 たが りかい つと
お互いの理解に努め、
 きょうせい はか
共生を図る。

がいこくじん す にほんじん す
「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」

1 会議開催概要

※ 時間はいずれも14:00～17:00

会期	開催日 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第1回	第1日 2017年 4月23日 国際交流 センター 通算①	・代表者の欠員と補充について ・臨時会について ・市の審議会等委員について ・部会審議 情報・社会教育部会:「外国人向けオリエンテーション」 「日本語学習」 地域生活部会:「医療・病院」 ・実行委員会報告	20人	0人
	第2日 2017年 5月21日 国際交流 センター 通算②	・オープン会議について ・部会審議 情報・社会教育部会:「外国人向けオリエンテーション」 「日本語学習」 地域生活部会:「防災・災害」 ・実行委員会報告	17人	2人
第2回	第1日 2017年 6月25日 国際交流 センター 通算③	・オープン会議について ・かわさき市民祭りについて ・部会審議 情報・社会教育部会:これまでの振り返り 地域生活部会:これまでの振り返り ・実行委員会報告	19人	3人
	第2日 2017年 9月3日 国際交流 センター 通算④	・代表者の辞任と補充について ・部会審議 情報・社会教育部会:提言候補の絞り込み 地域生活部会:提言候補の絞り込み ・オープン会議について ・実行委員会報告	17人	13人

かい き 期		かいさい び 開催日 ／場所	ぎ じ がい よう 議 事 概 要	だいひようしゃ 代表者	ほうちようしゃ 傍聴者
第 3 回	だい にち 第1日	ねん 2017年 がつ にち 10月15日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	だいひようしゃ じ にん ほじゆう ・代表者の辞任と補充について おーぶん かいぎ ・オープン会議について ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげんないよう せいり おーぶん かいぎ 情報・社会教育部会:提言内容の整理、オープン会議について ちいきせいかつぶかい ていげん けんとう 地域生活部会:提言の検討 じっこういんかいほうこく ・実行委員会報告	にん 17人	にん 5人
	つうさん 通算⑥	ねん 2017年 がつ にち 11月19日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	おーぶん かいぎ ・オープン会議 だいぶ かいがい だいひようしゃ じ こしょうかい ていげんあん せつめい 第1部 開会、代表者の自己紹介、提言案の説明 だいぶ ぶんかかい 第2部 分科会 ぶんかかい がいこくじん む おりえんてーしょん 分科会A:外国人向けオリエンテーション ぶんかかい ほいくえん しんせい ひなんじょ たぶんかきょうせい 分科会B:保育園の申請、避難所における多文化共生 だいぶ ぜんたいはつびよう しつぎおうとう 第3部 全体発表、質疑応答	きんかしや 参加者 やく 約100人	
第 3 回	だい にち 第2日	ねん 2017年 がつとおか 12月10日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	おーぶん かいぎ ふ かけり ・オープン会議の振り返り ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげん けんとう 情報・社会教育部会:提言の検討 ちいきせいかつぶかい ていげん けんとう 地域生活部会:提言の検討	にん 16人	にん 4人
	つうさん 通算⑦	ねん 2018年 がつ にち 1月21日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	ねんじほうこくしよ さくせい ・年次報告書の作成について ていげん とりくみじょうきょう ・提言の取組状況について ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげん けんとう 情報・社会教育部会:提言の検討 ちいきせいかつぶかい ていげん けんとう 地域生活部会:提言の検討	にん 17人	ひとり 1人
第 4 回	だい にち 第1日	ねん 2018年 がつ にち 1月21日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	ねんじほうこくしよ さくせい ・年次報告書の作成について ていげん とりくみじょうきょう ・提言の取組状況について ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげん けんとう 情報・社会教育部会:提言の検討 ちいきせいかつぶかい ていげん けんとう 地域生活部会:提言の検討	にん 17人	ひとり 1人
	つうさん 通算⑧	ねん 2018年 がつ にち 2月18日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	ねんじほうこくしよ ていげん とりくみじょうきょう ・年次報告書と提言の取組状況について ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげん さいしゅうかくにん 情報・社会教育部会:提言の最終確認 ちいきせいかつぶかい ていげん さいしゅうかくにん 地域生活部会:提言の最終確認 だい き ていげん ・第11期の提言について	にん 17人	ひとり 1人
つうさん 通算⑨	ねん 2018年 がつ にち 2月18日 こくさいこうりゆう 国際交流 せん たー センター	ねんじほうこくしよ ていげん とりくみじょうきょう ・年次報告書と提言の取組状況について ぶかいしんぎ ・部会審議 じょうほう しゃかいきょういくぶかい ていげん さいしゅうかくにん 情報・社会教育部会:提言の最終確認 ちいきせいかつぶかい ていげん さいしゅうかくにん 地域生活部会:提言の最終確認 だい き ていげん ・第11期の提言について	にん 17人	ひとり 1人	

2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

【1】かいぎ うんえい 会議の運営

1 ねんかんにっていとう けつてい 年間日程等の決定

だい かいだい にちかいぎ ねんど しんぎすけじゅーるおよ りんじかい おーぶんかいぎ かいさい
第1回第1日会議で、2017年度の審議スケジュール及び臨時会（オープン会議）の開催を
けつてい
決定しました。

りんじかい さくねんど さんか けつてい かくしゅぎょうじ きかく じゅんぴ だいひょうしゃ じしゆてき おこな
臨時会や、昨年度に参加を決定している各種行事の企画・準備は、代表者が自主的に行
うため、臨時会と行事のそれぞれに実行委員会を設置しました。また、会議の広報を目的に
しみんぶんかきよく はっこう にゅーずれたー へんしゅう きょうりよく へんしゅういいんかい もう
市民文化局が発行するニューズレターの編集に協力するための編集委員会を設けまし
た。代表者は全員がいずれかの委員会に参加するようにしました。

かくいいんかい だいひょうしゃかいぎ かいさい まえ じかんたい りようして あつ きょうぎ
各委員会は、代表者会議が開催される前の時間帯を利用して集まり、それぞれ協議した
ないよう かいぎ ほうこく だいひょうしゃかいぎぜんたい と く
内容を会議で報告し、代表者会議全体で取り組むこととしました。

かくいいんかい かつどう かくしゅかつどうじょうきょう さんしやう
(各委員会の活動については、Ⅲ 各種活動状況 2 3 4 を参照)



ぜんたいかい しようす
全体会の様子

2 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。

<開催経過と主な議題>

かい 回	かいさいび 開催日	ぎ 議 題
1	ねん 2017年 がついつか すい 4月5日(水)	ねんかんしんぎすけじゅーる 年間審議スケジュールについて だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第1回第1日会議次第、部会審議の進め方について りんじかい 臨時会について、市の審議会等委員について
2	がつとおか すい 5月10日(水)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第1回第2日会議次第、部会審議の進め方について おーぶんかいぎ オープン会議について
3	がつなのか すい 6月7日(水)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第2回第1日会議次第、部会審議の進め方について おーぶんかいぎ オープン会議について、かわさきしみんまつ かわさき市民祭りについて
4	がつ にち すい 7月26日(水)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第2回第2日会議次第、部会審議の進め方について おーぶんかいぎ オープン会議について
5	がつよっか すい 10月4日(水)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第3回第1日会議次第、部会審議の進め方について おーぶんかいぎ オープン会議について
6	がつ にち すい 11月29日(水)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第3回第2日会議次第、部会審議の進め方について おーぶんかいぎ ふ かせ オープン会議の振り返り
7	ねん 2018年 がつ にち きん 1月12日(金)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第4回第1日会議次第、部会審議の進め方について ねんじほうこくしょ こうせい ていげん し とりくみじょうきょう 年次報告書の構成について、提言への市の取組状況について



じょうほう しゃかいきょういくぶかい
情報・社会教育部会



ちいきせいかつぶかい
地域生活部会

【2】 調査審議で出された意見

1 情報・社会教育部会

(1) 情報（市ホームページの改善）

- ① 探しやすくするという観点からサーチエンジンの改善や、各ライフイベントカテゴリーにどんな情報があるのかを分かりやすくするための改善はできないか。
- ② 最新の情報がわかるように、新しい情報に「Newマーク」を付けたらどうか。
- ③ 定期的に情報を更新する仕組みづくりが必要ではないか。
- ④ 市ホームページの改善は、技術的な細かい話になってしまう。
- ⑤ 市ではホームページに関するガイドラインを既に策定している。
→ 市ホームページの改善については提言にしない。

(2) 日本語学習

- ① 日本語能力を身につけることで解消できる問題は多い。
- ② 市は既に有意義な講座を行っている。更に改善する内容があるのか。
- ③ 日本語能力検定試験に対応できるような講座を設けたらどうか。
→ 市の識字・日本語学級の目的や意味を理解する必要がある。市がそのような講座を設ける必要があるのか。
- ④ 現在の市の取組と日本語学習の重要性をオリエンテーションで伝えるのがよい。

(3) 外国人市民向けオリエンテーション

- ① 日本での生活に適用するためのサポート（ルールや制度、文化など）があるとよい。
- ② 既にある情報や制度がより効果的に活用されるためには情報を届けるプロセスの改善が必要。
- ③ 情報や制度の内容を詳しく説明するのではなく、情報や制度があることの説明を受け場（＝オリエンテーション）があるとよい。
- ④ 民間だと情報に偏りが出る恐れがあるので、オリエンテーションは行政がやるべき。
- ⑤ 経験がある川崎市国際交流協会に行政が支援する形がよいのではないかと。

- ⑥ 海外の事例のように義務化はできない。
- ⑦ オリエンテーションの内容は、川崎で暮らすに当たって全体を網羅する内容がよい。
- ⑧ 交通ルールやマナーは国によって違うので、生活習慣も入れた方がよい。
- ⑨ 基本的な制度（特に義務とされているもの）について、入れた方がよい。
- ⑩ 日本人の立場から知っておいて欲しいことも入れたほうがよい。
- ⑪ 動画を作成して、だれでも見られるようにするのはどうか。
- 質疑に対応できるように人が対面で教える形式がよい。
- ⑫ 出前より会場に来てもらう方がよい。人が集まりやすい場所で、フレキシブルに対応できた方がよい。
- ⑬ フェイスtoフェイスで自由に質問できるQ&Aの時間を確保することが重要。
- 多言語対応できることが望ましい。
- ⑭ 主な対象をより困っているであろう来日して間もない人とするのがよい。
- ⑮ 説明は「やさしい日本語」で行うのはどうか。
- 来日して間もない人を対象としていることを考えると、「やさしい日本語」であっても理解するのが難しい。
- ⑯ オリエンテーションの広報は、既存の広報手段のほかに、民間企業や市内の大学と連携して広報・周知するのがよい。
- ⑰ より効果的なオリエンテーションとなるように、アンケートを踏まえた改善が必要。
- ⑱ 資料は、既存の多言語資料を活用するのがよい。
- 将来的には、使用する資料はすべて多言語化されることが望ましい。

2 ちいきせいかつぶかい 地域生活部会

(1) いりょう びょういん 医療・病院

- ① 医療通訳派遣制度は事前の予約が必要なので、改善できないか。
- ② タブレットを使った同時通訳を導入できないか。
- 実際の現場では、顔色や表情などいろいろな状況を見ながら通訳するので現実的でない。

- ③ 医療通訳派遣制度の周知や利用促進すべきではないか。
 → 利用者としての要望だけでなく、制度を理解して審議する必要がある。
- ④ 医療関連の情報の広報、周知については情報・社会教育部会と連携するのがよい。
 (外国人市民向けオリエンテーションを活用する。)

(2) 防災・災害

- ① 「備える。かわさき」の内容を映像化して、ネットに掲載したらどうか。
 → 結局、自分から情報を調べない人は見ないのではないか。
- ② 避難所の検索を多言語でできるようにした方がよい。
- ③ (外国人市民意識実態調査の結果から) 避難訓練の参加が少ないので、参加を促進するのがよい。
- ⑤ かわさき防災アプリを多言語(せめて英語、やさしい日本語)にできないか。
- ⑥ 災害が起きた後の取組に課題があるのではないか。
- ⑦ 避難所での外国人対応のための会話集を準備したらどうか。
- ⑧ 外国人も避難所の運営に参加するために何をすればよいのか知りたい。
 → 外国人のためにリストやマニュアルを作るのではなく、受付時に何ができるのかを把握できるようにするのがよいのではないか。
- ⑨ 防災証明交付願の多言語化(やさしい日本語化)が必要ではないか。

(3) 子育て支援

- ① 健診のお知らせも予防接種の案内のように多言語化できないか。
 → 提言とするには内容が少ない。
- ② 保育園についての資料(制度の説明、申請書)が難しい。
- ③ 保育園の申請の流れが分かりにくい。
- ④ 保育案内の外国語版を川崎区以外でも作成してほしい。
- ⑤ わかりやすいコンパクトな保育案内の多言語版を代表者が作成する。

3 関係者の出席

情報・社会教育部会 第1回第1日 (2017年4月23日)

公益財団法人川崎市国際交流協会 交流事業課 中村 高明 課長

公益財団法人川崎市国際交流協会 多文化共生課 渡部 修治 課長

【3】オープン会議

日 時 2017年11月19日（日） 14:00～17:00

場 所 国際交流センター 1階 ホール

参加者 約100人

第1部 開会、代表者の自己紹介、提言案の説明

第2部 分科会

分科会A：外国人向けオリエンテーション

分科会B：保育園の申請、避難所における多文化共生

第3部 全体発表、質疑応答

1 趣旨・目的

- (1) 第11期代表者会議で審議しているテーマについて、広く市民から意見を聞き、審議の参考にする。
- (2) 外国人市民をめぐる状況について、広く現状を把握する機会とする。
- (3) 代表者会議のPR、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流と出会いの場とする。

2 開催概要

- (1) 第1部 開会、主催者及び川崎市あいさつ、代表者の自己紹介、代表者会議の説明、提言案の説明
- (2) 第2部 分科会
情報・社会教育部会の審議テーマ「外国人向けオリエンテーション」について話し合う分科会Aと、地域生活部会の審議テーマ「保育園の申請」、「避難所における多文化共生」について話し合う分科会Bの2つの分科会に分かれて、代表者と参加者の意見交換を行った。

(3) 第3部 全体発表・質疑応答

分科会A・Bで話し合われた内容を進行役の部会長が発表するとともに、全体をとおして質問や意見をいただいた。

(4) 交流パーティー

会議終了後、代表者と参加者が自由に懇談するための時間を設けた。とても有意義な交流ができた。

3 分科会

(1) 分科会Aでいただいた意見の要旨

- ① (オリエンテーションに限らず) ベトナム語で情報が欲しい。
- ② 外国人のコミュニティやネットワークづくりを促進して、相互に助け合える仕組みをつくれればいいのではないか。
- ③ 年金、税金、健康保険料が違うことを知らなかったのも、最初に教えて欲しい。
- ④ 行政に頼るのではなく、外国人自身も主体的に動くべきではないか。
- ⑤ 「申請主義」の文化的背景について伝えるとよい。
- ⑥ 町内会(地域の人との関係づくり)の重要性を伝えて欲しい。
- ⑦ 自転車の乗り方等のマナーやルールを伝えることは重要だが、日本人でも守れているわけではない。
- ⑧ 説明は「やさしい日本語」でも難しい。オリエンテーションは外国語が望ましい。
- ⑨ 1回だけの参加では、内容を理解できないのではないか。
- ⑩ 参加できない人のために、映像を作成してはどうか。
- ⑪ 広報は企業や大学、日本語学校などと連携するとよい。
- ⑫ コミュニティのリーダーのような人やキーパーソン(企業の人事・総務、町内会のリーダー、日本語学校の教員、大家・不動産店など)に知ってもらうことも重要ではないか。
- ⑬ 対象をもっとはっきりしたらどうか。(初来日なのか、他都市からの転入なのか)
- ⑭ これからは日本語が全く分からない状態で来日する人が増える見込みなので、何らかの方法で事前登録してもらい、できるだけ通訳を手配するのがよいのでは。
- ⑮ 内容をもっと具体的にした方がよい。

(2) 分科会Bでいただいた意見の要旨

【保育園の申請】

- ① 保育園の見学や説明会、予約についての多言語支援が必要ではないか。
- ② 日本語が読めないと困る。
- ③ 保育園の種類（認可、認定の違いなど）についての説明が欲しい。
- ④ 英語と中国語以外も作成するのか。

【避難所における多文化共生】

- ① 避難所で外国人もできることをする、ということ伝えるのは大切。
- ② 避難シートはとてもよい。
- ③ 町内会のコミュニケーションが大切。普段からの地域での関係づくりが大切。
- ④ いつ配布して、どうやって回収、集約するのか。どうやって活用するのか。

4 オープン会議参加者アンケート

(1) オープン会議について

- ① テーマを絞りたいという主催者側の意図は理解するが、もう少し広いテーマの方が参加者は意見が出しやすいと思う。
- ② 代表者と参加者のやりとりが前向きであり、建設的だった。数年前に参加した時と様変わりしており、とてもよかった。日本人市民と外国人市民が理解を深めてより住みやすい川崎になることを期待している。
- ③ 川崎市外国人市民代表者会議は、素晴らしいと思う。川崎市の行政は外国人市民を大事にしており、とても感動した。
- ④ いろいろ質問・意見が聞けてとてもよかった。
- ⑤ オープン会議に参加できてとても勉強になった。自分は日本にいる時間が長く、日本に来た当初のことを忘れていた部分もかなりあったので、今回の会議で改めてその重要性を考えさせられた。
- ⑥ 地域で暮らす外国籍の方が川崎で住みよくするために話し合いを持たれていることに感心した。国籍・人種など関係なく平和で暮らせることが一番だと思う。
- ⑦ 主な発言者（代表者）が話す日本語が速いと感じた。日本に長く住んでいて慣れすぎているのではないかと感じた。

(2) あなたの^{こえ} ^{こえ}声を聞かせてください。

(^{たぶん} ^{かきょうせい} ^{しゃかい}多文化共生社会をつくるために・・ / ^{かわさき} ^し川崎市に望むこと / ^{じゆう} ^りご自由に)

- ① ^{にほん} ^{せいど} ^{かん}日本の制度に関して知らないことがたくさんあるので、もっと^{じょうほう} ^{ていきょう}情報を提供してほしい。
- ② ^{たんじかん} ^{ぐたいてき} ^{おお}短時間で具体的に^{おほ} ^{じょうほう}多くの情報を伝えることは非常に^{ひじょう} ^{むず}難しいので、「^{おりえんてーし} ^{よん}オリエンテーション」では^{ないよう} ^{つた}内容を伝えることより、^{ほうほう} ^{つた}方法を伝えることに^{ちやくもく} ^{おも}着目すべきだと思う。
- ③ ^{さいがい} ^お災害が起きた際には、^{じぶん} ^{ひなん}自分だけ避難するのではなく、^{たす} ^あみんなで助け合うことが大切だと思う。^{おも} ^{ふだん} ^{まわ} ^{ひと}普段からの周りの人との^{こみゆ} ^に ^{けーしよん} ^{せつきよくてき}コミュニケーションを積極的にとることが^{じゆうよう} ^{おも}重要だと思う。
- ④ ^{かわさき} ^く川崎市に暮らしている^{がいこく} ^{かた}外国の方に^{しゃかいほしやうせいど} ^{こうてきねんきんせいど}社会保障制度と公的年金制度についての^{けいぞくてき} ^{おも}継続的な^{しゅうちかつどう} ^{たいせつ}周知活動が大切だと思う。
- ⑤ ^{だいひやうしゃかいぎ} ^{ないよう} ^{かいぎ} ^{すす} ^{かた} ^{たいへんさんこう}代表者会議の内容・会議の進め方が大変参考になった。
- ⑥ ^{こんご} ^{だいひやうしゃかいぎ} ^{かっぼつ} ^{かつどう} ^ほ今後も代表者会議には活発に活動して欲しい。
- ⑦ ^{ぜひ} ^{すばらしい} ^{ていげん} ^{いの}ぜひ、素晴らしい提言になりますようにお祈りしています。



^{かいじやう} ^{ようす}会場の様子

Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねんど おーぶんかいぎ

2017年度 オープン会議

*** 2017年11月19日 (日) 14:00 ~ 17:00 ***

*** 川崎市国際交流センター ***

し かい
司 会

すたんと いるわん / しょう こうめい
スタント イルワン / 蔣 香梅

■ 開会 14:00 ~ 14:10

しゅさいしゃ かわさきし
主催者/川崎市あいさつ

■ 第11期代表者の自己紹介/代表者会議の説明 14:10 ~ 14:25

■ 提言案の説明 14:25 ~ 14:40

《 移動・休憩 (10分) 》

■ 分科会 14:50 ~ 16:00

▶ 分科会 A (ホール) 《外国人向けオリエンテーション》

▶ 分科会 B (レセプションルーム) 《保育園の申請》 《避難所における多文化共生》

《 移動・休憩 (10分) 》

■ 全体会 16:10 ~ 16:55

■ 閉会 16:55

こうりゆうぱーてい
交流パーティー (~ 18:00)

の もの か し ようい さんか
飲み物やお菓子を用意しています。ぜひ、ご参加ください。

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

い いん ちやう へい じゃ ふ い
委員長 ヘイ ジャフィ

ふくい いんちやう け ぜん ぐ あ え ど わ ー ど む う い ん び
副委員長 ケゼングア エドワード ムウインピ

だい き かわさき し がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第11期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だい き かわさき し がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんかん ちやうさしんぎ もと がいこくじんしみん む
第11期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「外国人市民向
おりえん てーしょん さいがいじ たぶん かきやうせい がいこくじんしえん ほいく りやうしんせい
けオリエンテーション」、「災害時における多文化共生と外国人支援」、「保育の利用申請」の
みつ てーま ていげん
3つのテーマについて提言をまとめました。

わたし だいひょうしゃ じやうほう しゃかいきやういくぶかい ちいきせいかつぶかい わ さまざま もんだい
私たちが代表者は、情報・社会教育部会と地域生活部会に分かれて様々な問題について
しんぎ おこな ないよう ぜんたいかい かくにん かんけいしゃ はなし き おーぶん
審議を行い、その内容を全体会で確認してきました。また、関係者の話を聞いたり、オープン
かいぎ さんかしゃ おお いげん しんぎ ふか こんかい ていげん
会議で参加者から多くの意見をいただいたりしながら審議を深め、今回の提言となりました。

じやうほう しゃかいきやういくぶかい ていげん がいこくじんしみん む おりえん てーしょん
情報・社会教育部会が提言としてまとめた「外国人市民向けオリエンテーション」につ
いは、あら てんにゆう がいこくじんしみん じりつ しみん あんしん せいかつ おく かわさき
いては、新たに転入してきた外国人市民が、自立した市民として安心して生活が送れ、川崎
せいかつ すむーず しえん かんてん ていげん
での生活をスムーズにはじめるための支援という観点から提言をまとめました。

ちいきせいかつぶかい ていげん さいがいじ たぶん かきやうせい がいこくじんしえん
地域生活部会が提言としてまとめた「災害時における多文化共生と外国人支援」について
さいがいじ ひなんじよ たぶん かきやうせい がいこくじんしえん し く すいしん
は、災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりの推進、また
ほいく りやうしんせい がいこくじんしみん こそだ しゅうろうしえん ほいく りやうしんせい
「保育の利用申請」については、外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請
さぼーと たげん ごしえん じゅうじつ かんてん ていげん
をサポートするための多言語支援の充実という観点から提言をまとめました。

しちやう かんけいき かん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政
はんえい ねが
に反映していただきますようお願いいたします。

わたし だい き だひょうしゃ こんご しせい みまも がいこくじんしみん みずか ちから はつき ちいき
私たちが第11期代表者も今後の市政を見守りつつ、外国人市民が自らの力を発揮し地域
しゃかい こうけん せっきよくてき ちいき かつどう と く
社会に貢献できるように、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

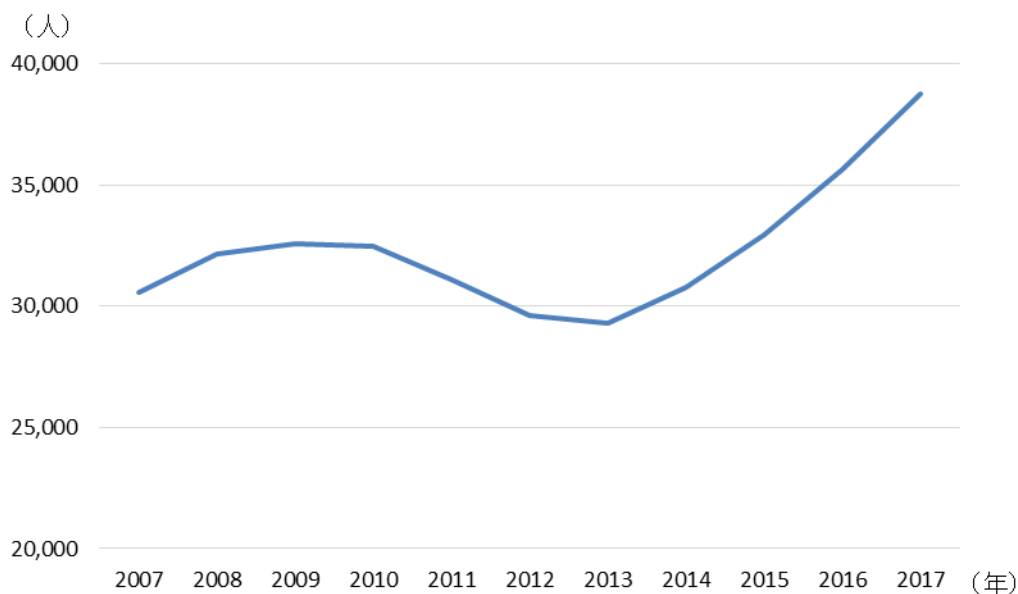
【1】外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

- 1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。

【背景・理由】

川崎市に住む外国人住民人口は、2017年12月末現在38,778人で、この1年間だけでも3,113人の増加がみられました。これは、川崎市が外国人市民にとって「住みたい」、「働きたい」まちとして魅力的に感じられていることなどを意味していると思います。さらに、2020年には世界的にも注目を集める東京オリンピック・パラリンピックも控えており、今後ますます川崎市の外国人市民は増加していくことが予想されます。

外国人住民人口の推移（2007年～2017年：各年12月末現在）



年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
人	30,592	32,161	32,587	32,497	31,125	29,624	29,323	30,815	32,975	35,665	38,778
前年比	+1,817	+1,569	+426	-90	-1,372	-1,501	-301	+1,492	+2,160	+2,690	+3,113

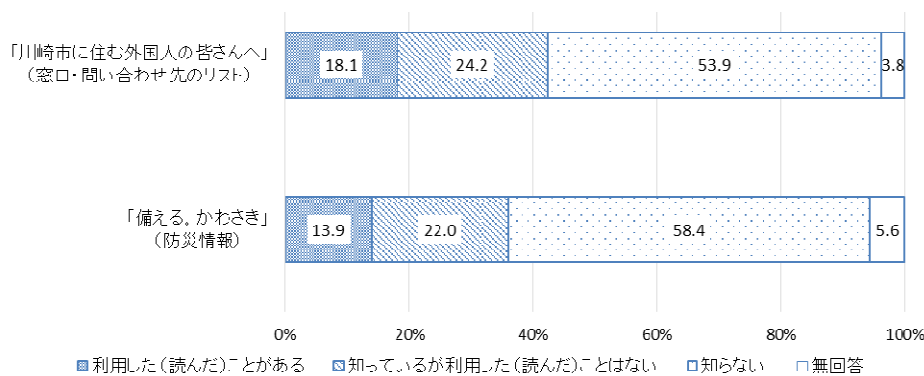
出所：川崎市統計情報より

そして、外国人市民の増加は単に数が増えているだけではありません。新たに転入してくる外国人市民は、その出身の国籍・地域、文化的背景、来日の理由、日本語能力など多様化しています。こうした中で、これまで日本や川崎市とつながりを持たなかったような人も増え、困ったときやわからないことがあったときに気軽に聞いたり、相談できたりする友人や知人がいないという人も多くなっています。たとえば、同国人のコミュニティやネットワークがあれば、そこから欲しい情報が得られることもありますが、そうしたコミュニティやネットワークを持たない人もこれからは増加すると思われま

川崎市へ転入してくる外国人市民が「住みやすい」と思うためには、安心して生活を送れる環境であることが重要です。川崎市は、外国人市民代表者会議の設置（1996年）や多文化共生社会推進指針の策定（2005年）（2008年、2015年改定）など、誰もが住みやすい魅力あるまちを目指してさまざまな取組を進めてきました。実際、こうした取組の推進によって、多くの面で住みやすい環境づくりは進んでいると思います。

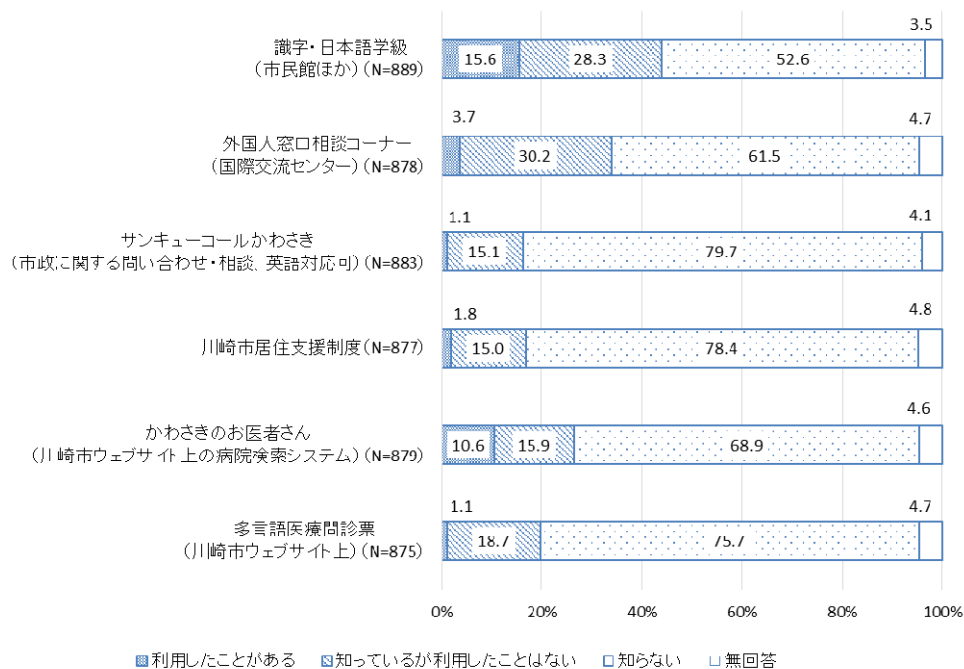
その一方で、代表者会議が繰り返し提言しているように「どこに行けば情報がもらえるのか」「どんな制度や情報があるのかわからない」といった声は依然として根強く聞かれます。また、市が2014年に実施した調査でも、せっかくの情報やサービス、制度、施設などが残念ながら外国人市民に十分に知られていないということが明らかになっています。

市の広報媒体（紙媒体）の認知・利用状況



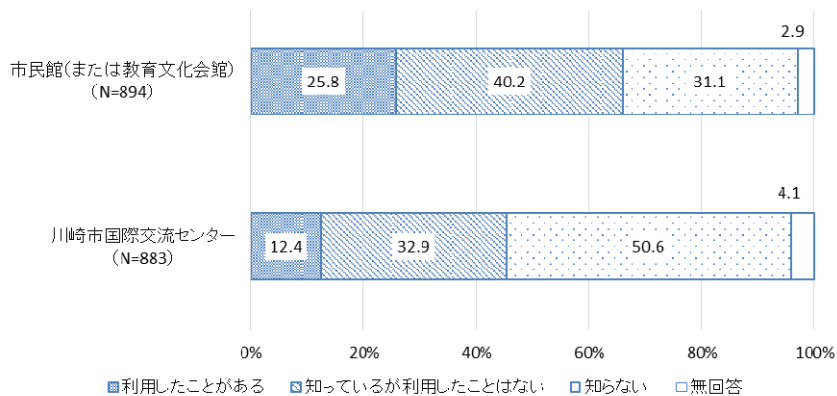
出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

市のサービス・制度の認知・利用状況



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

市の施設の認知・利用状況



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

こうした声が繰り返し聞かれる要因のひとつは、常に新しい人たちが川崎市へと転入しているためだと思います。ただし、同時に市の様々な情報や制度を効果的に届け、活用するための取組にも、まだまだ改善できる部分があると考えます。そして、とくにこの問題を改善するもっとも効果的な方法は新たに転入してくる人たちに情報を提供することだと思います。代表者会議では、2013年度に窓口でのウェルカムセットの提供を提言しまし

た。提言を受けて市がさっそく取組を実行していただいたことには感謝しています。

その上で、今回、私たちはこの転入者への情報提供の取組をさらに進めるために、オリエンテーションの開催について市長に提言します。

オリエンテーションの開催

多文化共生社会推進指針（以下、指針）では、基本目標として「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる『多文化共生社会』の実現をめざします」とあります。また、指針では「多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります」とも述べられています。

自立した市民として、安心して生活を送るためには、困ったときや何かをしたいときに、まずは最初の一步を踏み出すための知識や情報が不可欠です。また、文化の違いによる摩擦を生じさせないためには、日本の制度やルール、文化について外国人市民が理解することも重要です。

オリエンテーションは、外国人市民がよりスムーズに日本社会へと適応し、その文化的豊かさを発揮して、市が目指す多文化共生社会の実現に寄与するためのものです。外国人に対して、ホスト社会（自国社会）への適応を求めたり、市民として自立できるように積極的に働きかけるという取組は、1990年代後半からヨーロッパの多くの国でもみられるようになっていきます¹。もちろん、こうした国レベルの政策を単純に川崎市でも導入すればよいというわけではありませんが、たとえば日本でも仙台市では外国人市民に対して「生活のためのオリエンテーション」を実施したりしています²。今回、私たちは仙台的事例を参考にしながら、オリエンテーションについて次のようにアイデアをまとめてみました。

¹ ヨーロッパでは1990年代以降、移民（外国人）の統合ということが大きな社会問題として浮上ってきており、たとえばオランダやドイツでは新規の入国者に対して、統合プログラムの受講を課するような政策が導入されるようになっていきます。

² 公益財団法人仙台観光国際協会が実施。

【オリエンテーションのイメージとポイント】

(1) 位置づけ

オリエンテーションの位置づけは、外国人市民が情報を得るための入口です。具体的で個別的内容については、区役所の窓口や専門機関を利用することが求められます。オリエンテーションは、そうした窓口や専門機関へとつなぐための役割を担うものです。

(2) 内容

オリエンテーションの内容としては、大きく次の4つの柱を考えています。

①生活に必要な基本的な情報

「川崎市に住む外国人の皆さんへ」や「備える。かわさき」「資源物とごみの分け方・出し方」はすでにウェルカムセットに入っている情報ですが、こうした情報がより有効に活用されるためにも直接説明の機会があるとよいと思います。また、安心して生活を送るための情報として、とくに外国人市民の関心が高いのは医療情報です。

「119（緊急通報）の多言語対応」や「かわさきのお医者さん」「多言語医療問診票」などの情報はウェルカムセットには入っていませんので、ぜひオリエンテーションで説明していただきたいです。

②知らなければならぬ制度についての情報

外国人市民が日本で生活するために知らなければならぬこともあります。たとえば、市民税・県民税や健康保険、年金などは日本で生活する以上、国籍に関係なく納めたり、加入したりしなければならぬものです。しかし、こうした制度は複雑で外国人市民にはなかなか理解できないものでもあります。外国人市民が市民としての責任をきちんとはたすためにも、こうした制度について周知する必要があると思います。また、日本では「申請主義」が基本です。制度の紹介とあわせてこうした文化的な背景についても説明していただけるとよいのではないかと思います。

③生活に役立つ情報

①や②のほかにも、川崎市での生活に役立つ、より充実させるための情報もあります。たとえば、川崎市には識字・日本語学級というとても素晴らしい取組があります。日本語を習得することで、できることが増えるということは、私たち自身が経験し、その重要性を積極的に伝えたいことでもあります。ぜひ、外国人市民が日本語を学ぶ

ための場として、そして異文化理解と多文化共生の場として、識字・日本語学級がより一層活用されることを望みます。

また、国際交流センターや区役所、市民館、図書館など、困ったときに相談ができたり、市民活動や文化活動をしったりするための施設もあります。ほかにも、川崎市には魅力的な施設が豊富にあります。こうした施設についても、ぜひ外国人市民に紹介するとよいのではないのでしょうか。また、代表者会議やオープン会議では、町内会についても知ってもらおうとよいのではないかという意見もありました。

④ 日本人市民が外国人市民に知ってほしいこと

オリエンテーションは、単に外国人市民が欲しい情報を得るための場ではなく、日本人市民が知ってほしいことを伝えるための場でもあるべきだと思います。とくに、生活を送る上でのルールやマナー（たとえば、自転車の交通ルールや電車内での通話マナーなど）は重要です。しかし、そうしたルールやマナーは、日本人にとっては当たり前でも、外国人にとっては当たり前ではないことも多いです。外国人はルールやマナーを「守らない」のではなく、知らないために「守れていない」ということもあります。実は、ルールやマナーが守れているかということは外国人市民自身も気にしたり、不安に感じている部分もあります。日本人と外国人がお互いに気持ちよく生活を送るためにも、オリエンテーションでは日本人の声や意見も聞かせてもらえればと思います。

(3) 対象

オリエンテーションは、主に海外から新たに転入してくる人たちを想定していますが、日本国内の他都市から転入してくる人や、すでに川崎市に長く住んでいる人を対象から外すものではありません。

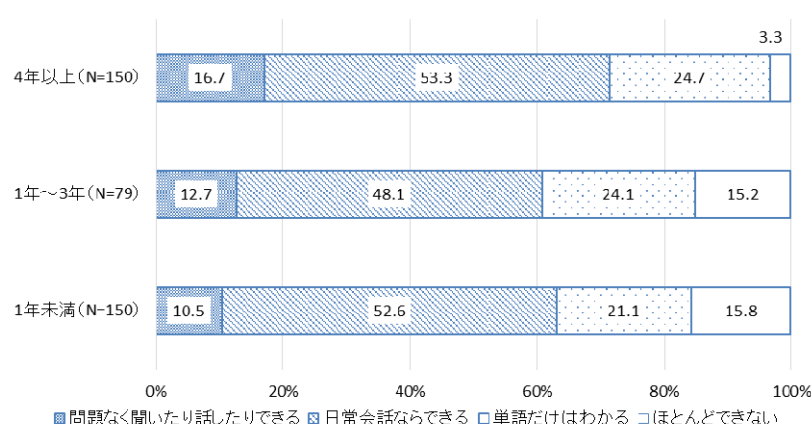
(4) 言語

オリエンテーションで使用する言語は、重視している大切なポイントのひとつです。主に海外から新たに転入してくる人を対象として想定していることから、母語での実施が望ましいと考えます。市が実施した調査でも来日3年未満では日本語の「聞く・話す」が「ほとんどできない」という人は約15パーセントいます。「単語だけはわかる」というレベルの人も約20パーセントいます。したがって、オリエンテーションを日本語で実施した場合、

40パーセント近くの人には内容を理解することが難しいだろうと考えます。

このことから、オリエンテーションはなるべく「英語の回」や「中国語の回」のようなかたちで、言語ごとに実施していただきたいです。しかし、すべての言語に対応することは現実的に困難だと思えます。また、日本語でも理解できるという人もいます。外国語での実施をベースに、対応できない部分に関しては「やさしい日本語の回」も実施することで補完していただければと思います。

日本語能力 <聞く・話す>



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

(5) 十分な質問時間の確保

今回のオリエンテーションで、私たちがとくに重視したいもうひとつのポイントは質問時間の充実です。オリエンテーション自体が、ただ資料を渡すだけではなく、直接説明することに重きを置いています。どうしても説明は一方的になりがちです。せっかくの機会ですので、多言語で自由に質問できる時間についても十分に確保していただきたいと思えます。

(6) その他

- オリエンテーションは転入してくる外国人市民に義務として課すものではありませんが、とても意義のあるものです。ぜひ多くの方に参加してもらいたいと考えています。そのため、オリエンテーションの時間に関しては2時間程度が参加しやすいのではないかと思います。また、川崎市は南北に長い地形をしていますので、開催場所に

かんしても工夫していただきたいです。そして、転入者は1年間を通して常にいます。

オリエンテーションの目的は転入してきた外国人市民がスムーズに生活に適應できるようにすることなので、転入してからなるべく早く参加することができるように各言語の回を複数回開催していただきたいと思います。その際、平日のみの開催だと社会人や留学生は参加が難しいかもしれません。平日だけではなく、休日の開催や時間帯についても配慮をお願いします。

(2) できるだけ多言語で実施するとはいえ、文字情報ばかりではなかなか理解が進まないことも多いです。図や絵、写真など視覚的な情報があると内容の理解に役立つと思います。映像資料などもとても有効だと思います。

(3) オリエンテーションを実施する上では、行政だけではなく、川崎市国際交流協会とも連携・協力するのがよいと思います。

(4) 多くの人に参加してもらうためには広報も重要です。ウェルカムセットに案内を入れたり、区役所や市・区のウェブサイトなどで開催情報を積極的に発信したり、外国人市民への周知にも力を入れてください。また、企業や大学、日本語学校などと連携して広報・周知をするのも効果的だと思います。

以上が、私たちが考えているオリエンテーションのイメージとポイントです。理想的なイメージをかたちにしましたが、まずは外国人市民が自立した市民として安心して暮らし、川崎でスムーズに生活できるように、直接説明してもらう機会がほしいということが大きな願いです。対応言語の問題や開催場所、頻度など理想通りにはいかないものもあると思いますが、まずはできる範囲で実施し、充実させていっていただければと思います。また、オリエンテーションの内容や説明の仕方なども、参加者からのフィードバックをもとに、常に改善していただければと思っています。

今後、ますます外国人市民の増加が見込まれるなかで、川崎市が暮らしやすいまちとなるように、そして、多様な文化を持つ市民がともに豊かな社会を形成していけるように、ぜひ提言が実現することを願っています。

【2】災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりを推進する。

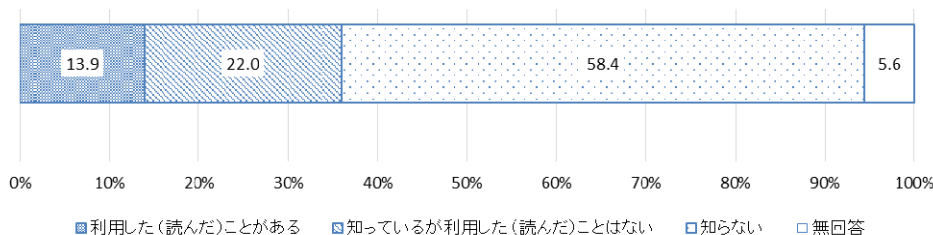
- 1 外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」を活用する。
- 2 避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体国際化協会（以下CLAIRという）が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 3 災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIRが作成したツールの存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。（2007年度提言の補足意見）
- 4 日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願〈記入ガイド〉」を活用する。

【背景・理由】

日本は地震をはじめとする自然災害の多い国です。しかし、外国人市民の中には実際に災害を経験したことがない人や災害時のための訓練を受けたことがない人、さらには災害に関する知識をほとんどもたないという人も多くいます。

日本では、1995年の阪神・淡路大震災以来、災害時における外国人対応・支援が大きな課題として認識され様々な取組が進められてきました。その結果、とくに防災啓発に関してはすでにたくさんの多言語情報・資料があります。ただ、市が2014年に実施した調査では、残念ながらそうした情報が十分に認知されていないことが明らかになっていますので、引き続き取組の改善と充実を図っていただきたいと思います。

「備える。かわさき」（防災情報）の認知・利用状況



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

また、防災啓発以外にも様々な取組が進められています。たとえば、災害時に外国人市民が心配なことのひとつに情報の問題がありますが、川崎市は災害時多言語支援センターの設置について川崎市国際交流協会と協定を結んでいますし、やさしい日本語による情報提供の体制づくりについても取組を進めています。

一方で、外国人市民の多くが、災害が起きた時に「どうしたらよいのか」「どうなってしまふのか」といった漠然とした不安を抱えています。今回、私たちはそうした不安をただ述べるのではなく、東日本大震災や熊本地震の事例について調べ、具体的な課題について考えました。

その結果、災害が起きたあと、とくに避難所で多くの課題に直面していることがわかりました。災害が起きれば誰もが被災者になります。そして、そのような中で、普段、外国人市民と接する機会のないような人たちとも一緒に避難生活を送ることになります。

避難所は地域の人たちで協力して運営していくものです。そして、避難所運営マニュアルはその際に参照することになるととても重要なものです。しかし、残念ながら川崎市が2014年に作成した「避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」¹では、外国人市民の存在はまったく触れられておらず、多文化共生という視点が欠けているように感じました。多様な文化的背景をもつ人たちが一緒に避難所生活を送り、協力して避難所を運営していくためには、そのための仕組みを事前に準備しておくことが必要ではないでしょうか。以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 「受付シート」の活用

避難所における課題の1つ目は、避難所の運営に関するものです。たとえば、東日本大震災の報告書²では、「50～60代の者が炊き出しなどを長期的に行っている一方で、留学生らが避難所に食べに来るだけ、寝に来るだけ、といった状態が見られ」、「外国人の方々が避難所でお客さんであり続ける」といった問題が指摘されていました。みんなが被災者になっている中で、外国人市民が一方的に支援を受けるだけの存在になってしまうのはよいことではありません。私たちは一市民として、それぞれができる範囲で日本人と同じように避難所の運営に協力したいと思っています。また、たとえば翻訳や通訳など

¹ 総務局（現総務企画局）危機管理室が平成26年3月に作成。

² 財団法人仙台国際交流協会、2012、『「多文化防災」の協働モデルづくり 報告書』。

外国人市民のもつ言語リソースを活かして協力、貢献できる部分もあると思います。

しかし、避難所の運営を地域の人たちで協力して行うということ自体を知らない外国人市民は多いと思います。また、普段、外国人との接点をもたないような人たちに対して、急に「外国人市民と協力して避難所を運営しましょう」と言ってもとまどってしまうと思います。そこで、今回、私たちは「受付シート」(P32参照)を作成しました。「受付シート」は、外国人市民に避難所はみんなで協力して運営するものであることを知ってもらうとともに、誰が何をすることができるのかを共有するためのツールです。

2 「多言語避難者登録カード」の活用

避難所における課題の2つ目は、言葉に関するものです。滞在期間の長さにかかわらず、外国人市民の日本語能力は様々です。また、市民として住んでいる人だけではなく、川崎市の場合にはたくさんの観光客も避難所を利用することになると思いますので、避難所では様々な言語での対応や情報提供が求められます。熊本地震の報告書³では、避難所運営側が感じた課題として「避難者名簿が作成管理できない程避難者が殺到した。このため外国人は災害時要援護者と規定されているが、情報がなく必要な支援が届かなかった」「外国語が理解できずコミュニケーションがとれず、関係が悪化する場合もあった」などが指摘されていました。

避難者名簿の作成をスムーズにしたり、必要なニーズや配慮(怪我の有無や身体の状態、アレルギー、宗教上の配慮など)を正確に把握したりするためには、本人の母語でたずねることが重要です。そうして得られる情報の中には、生命にかかわる重大なものもあるかもしれません。CLAIRが作成した「多言語避難者登録カード」は13言語に対応していますので、ぜひ避難所で活用してください。できれば、主要な言語に関しては、備蓄庫などにあらかじめ準備してあるとよいと思います。

3 外国人支援ツールの避難所運営マニュアルへの記載

CLAIRは「多言語避難者登録カード」のほかにも、「災害時多言語表示シート」や「災害時用ピクトグラム」といったツールを提供しており、ホームページで簡単に作成すること

³ 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団, 2016, 『2016熊本地震外国人被災者支援活動報告書 多文化共生社会のあり方～未来へ、つながりの大切さ～』。

ができます (http://dis.clair.or.jp/)。どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにするという事は、すでに2007年度に提言しています。取組状況はAとなっていますが、その取組は各区の防災担当者と避難所運営会議などでの周知、啓発にとどまっています。どの避難所でも確実にツールが活用されるためには、避難所運営マニュアルにツールの存在が記載されていることが重要だと思えます。

4 「り災証明書交付願《記入ガイド》」の活用

最後に、避難所における課題ではありませんが、熊本地震の報告書では「日常会話に問題ない外国人でも、『り災証明書』や『仮設住宅申請』を一人で行うことは難しい」といった課題も指摘されていました。とくに、「り災証明書」は災害後に様々な支援を受ける際に必要な重要な書類です。今回、私たちは日本語が不自由な外国人市民のために多言語版の「り災証明書交付願《記入ガイド》」(P32参照)を作成しました。こうしたツールは、もちろん外国人市民のためでもありますが、同時に窓口などで対応する職員の方たちにとっても便利なものだと思います。ぜひ、有効に活用し、役立てていただきたいと思います。

【3】外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポートするための多言語による支援の充実を図る。

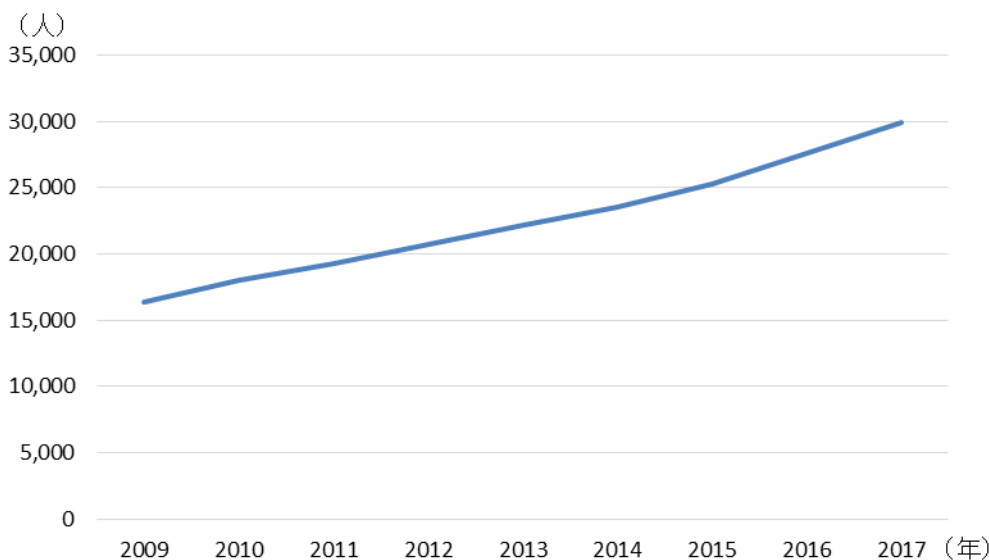
- 1 代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。

【背景・理由】

近年、日本では核家族化や共働き世帯の増加など様々な理由から保育サービスに対する需要が高まっています。保育は、子育て支援と就労支援という2つの面でとても重要なもので、とくに生産年齢人口が大きく減少していく中で、「保育が利用できないために仕事を辞めなければならない」「子どもを預けることができないために仕事に就くことができない」といった状況では活力ある社会は望めません。

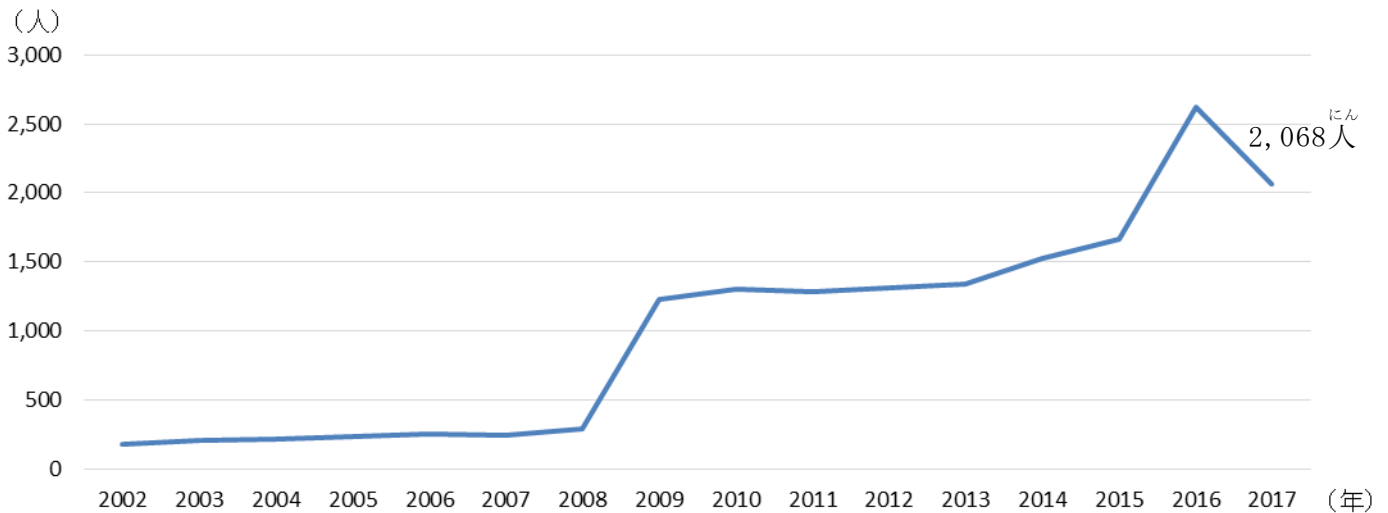
川崎市においては、交通の利便性の高さや文化的な魅力などから、人口の増加が続いており、それに伴い保育の利用申請数も毎年増えています。

保育所等の利用申請者数の推移（2009年～2017年：各年4月1日現在）



出所：平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について（平成29年5月2日市長記者会見資料）より

0～5歳の外国人住民人口の推移（2002年～2017年：各年12月末現在）



出所：川崎市統計情報より

また、川崎市では外国人市民が増加するなかで0～5歳児の数も大きく増えています。2017年12月末現在の0～5歳の外国人住民人口は2,068人で、さらに0～5歳の子どもをもつ外国籍の保護者の数は約6,000人と推測され¹、その数は今後ますます増加することが見込まれます。もちろん、そのすべてが保育サービスの利用希望者ではありませんが、保育サービスに関心があり、利用したいと考えている外国人市民はたくさんいます。

しかし、保育制度は非常に複雑です。保育の種類もたくさんありますし、利用調整の基準も細かく何段階にもわかれています。また、希望の保育所に入れないといった声もよく聞かれます。とはいえ、こうした声は外国人市民だけではなく、日本人市民からも聞かれるもので、保育サービスの充実はお多くの市民が望んでいることです。

市がさまざまな取組を積極的に進めていることは理解していますが、引き続き市民の声やニーズを聴きながら取組のより一層の充実に努めていただきたいと思います。

一方で、外国人市民が保育サービスを利用したいと思った時に、とくに苦労していることのひとつは利用申請の手続きです。利用申請では、制度の複雑さとあわせて多くの書類を日本語で作成、準備する必要があり、日本語が苦手な外国人市民にとって言葉の壁が大き

¹ 2017年12月末現在の0～5歳の外国籍の子どもの数は2,068人です。これは両親がともに外国籍の子どもの数なので、単純に考えれば保護者の数はその2倍になります。また、市が2014年に実施した調査では、外国籍の保護者の子どものうち50.7パーセントと約半数が日本国籍を持っているということがわかっています。このことから、0～5歳の子どもをもつ外国籍保護者の合計は約6,000人と推測されます。

なハードルとなっています。制度が複雑なことは仕方ない部分もあります。また、いくら利用したくても、まったく日本語が理解できない人が実際に保育サービスを利用するのは残念ながら難しいと思います。ただし、日常会話に問題がないレベルでも言葉の壁に苦労することはあります。保育についての案内資料や申請書類では、日常生活では使わない難しい言葉が多く、ルビも振られていません。窓口で説明を聞いた時には理解したつもりでも、あとで資料を読み返したり、実際に自分で書類を準備したりする時に、わからなくなったり、必要以上に時間がかかったりすることがよくあります。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用

今回の私たちの提言は、ある程度日本語が理解できる人たちの利用申請における負担を軽減することを目的としています。具体的には、私たちが作成した多言語版の「保育案内【概要】」² (P37参照) と「保育申請チェックリスト」(P38参照) を活用してください。その際をお願いをしたいのは、「ただ渡して終わり」にはならないようにして欲しいということです。保育の申請では、窓口に行って説明を聞いたり、相談をしたりすることがとても重要です。「保育案内【概要】」も「保育申請チェックリスト」も、それだけあれば自分ひとりで申請できるようになるものではありません。あくまでも窓口で説明を受けたいうえで、そのあとの手続きの負担を軽くするためのものです。ですから、「保育案内【概要】」は、窓口で説明をする際に活用して欲しいものです。また、「保育申請チェックリスト」にチェック欄が2つあるのは、その人が揃えなければならない書類にチェックをしてあげるためです。

2 多言語に対応した相談の機会

今回、私たちは多言語資料を作成しましたが、それだけあれば十分というものではありません。どうしてもわからないことや細かい部分で確認をしたいこと、また、書類の書き方などでわからないことも出てきたりします。そうした際にはやはり母語で説明を受けたり、相談ができたりするととても助かりますし、安心します。しかし、多言語に対応した窓口を

² 「保育案内【概要】」の作成にあたっては、川崎区が多言語資料を参考にさせていただきました。

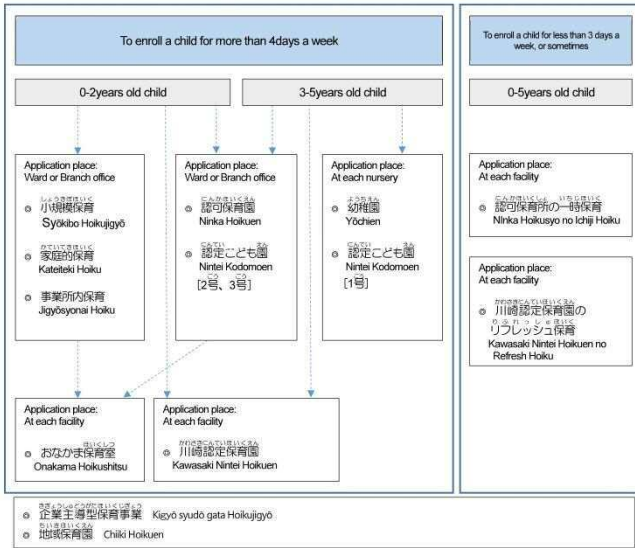
常設することは難しいと思います。そこで、申請の集中する4月入所にあわせて、たとえば説明会の開催や臨時窓口の設置など、何らかの方法で、日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設けていただきたいと思います。

Childcare Services Overview

I About childcare services and nurseries

Childcare services and nurseries are facilities that provide care to children, on behalf of parents who are unable to look after the child at home because of work or illness

II Types of childcare services and nurseries



- ☆ Rates (fees) vary depending on the services or type of nursery school
- ★ If possible, please visit the nursery with your child before application
- ☆☆ If you plan to use a nursery, please gather information as soon as possible ☆☆☆

III Timing for application

The fiscal year in Japan typically begins in April. It is possible to enter a child mid-year depending on the vacancy in the facility.

- (1) For those who want to begin nursery on April 1st (first selection) :
 The first selection (一次利用調整) is usually around October. Please confirm with your ward office.
- (2) For those who want to begin nursery on April 1st (second selection):
 If there is still a vacancy after the first selection, a second selection (二次利用調整) will be held.
- (3) For those who want to begin nursery from May 1st:
 Apply by the 10th of the month before the month you want to enroll your child (i.e. If you want to start in June, finish the application by May 10). If the 10th is on a weekend or holiday, please apply on a business day before the 10th.

IV Enrollment Procedure

- (1) Select the childcare service to apply for (Refer to **Types of childcare services and nurseries**)
- (2) Tour the nursery
- (3) Confirmation of application requirements

One of the following requirements must be met to apply for 認可保育園 (Ninka Hoikuen), 認定こども園 (Ninte Kodomoen) [保育所併設] (Ninte Kodomoen [Hoikusyo bunsete]), 小規模保育事業 (Syokibo Hokujiyō), 家庭的保育事業 (Kateteiki Hokujiyō)

Necessity of childcare	Childcare period	Accreditation category
① Work more than 4 hours a day and for 16 days a month or more	The period until admission to elementary school	Standard time for child care or a short time
② Pregnancy, Childbirth	About two months before or after the expected birth date	Standard time for child care or a short time
③ Parent's illness, injury or physical and mental disorders	The period until admission to elementary school	Standard time for child care
④ Care or nursing for relatives who you live with, or who are hospitalized for a long time	The period until admission to elementary school	Standard time for child care or a short time
⑤ Disaster recovery	Period during which disaster recovery is expected to be completed	Standard time for child care or a short time
⑥ Looking for work, or preparing to start a business	Within 2 months	Standard time for child care (in principle)
⑦ Having advanced to a vocational training school or university for the purpose of employment after graduation	Period during which you go to vocational schools, universities etc.	Standard time for child care or a short time
⑧ If there is concern of abuse, domestic violence etc.	The period until admission to elementary school	Standard time for child care or a short time
⑨ In cases such as when the capability to nurture a child is significantly lacking, or daycare is deemed necessary from the viewpoint of child welfare, and if the mayor approves that it is similar as ① to ⑧ above	The period until admission to elementary school	Standard time for child care or a short time

- (4) Prepare and submit the necessary documents
- (5) Receive a grant certificate notification (支給認定決定通知書 (Shikyuu Nintei Kettei Tsuuchisho) or 支給認定証 (Shikyuu Nintei Sho))
 A grant certificate is a document that certifies that one has met the application requirements. It does not guarantee enrollment to a nursery school.
- (6) Usage adjustment meeting (enrollment selection)
- (7) Notification of result
 The may start at the nursery after a medical examination and interview in the facility

V Enrollment Selection

Enrollment selection or adjustments will be done if there are many applications. Depending on the area, there are cases when enrollment cannot be granted. Usage adjustments are based on predetermined criteria (e.g. working hours, having a sickness or disability). A person's citizenship has no influence in the selection process.

- ① Childcare system is complicated with many documents to be submitted
 Because it is difficult to understand the system, please prepare as soon as possible. It is important to consult and receive explanations at the ward office or branch office.
- ② Vacancy situation for childcare centers is published on the city or ward homepage.

I Documents necessary for all people					
Required documents	for confirmation	No.	Submission documents	Important points	
■	□	1	施設利用付費・地域型保育給付費支給認定(変更)申請書 Shisetsugata-kyuufuhi Chikigata hoku-kyuufuhi Shikyu nintei (henko) shinseisyo	<ul style="list-style-type: none"> In case of simultaneous application by siblings, separate form is needed for each child. e.g. 2 children → 2 forms, 3 children → 3 forms Please be sure to write my number 	
■	□	2	保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳 Hokusyo-to nyuu (henko) moushikomisyō ken Jidō daichō		
■	□	3	保育所等利用申込みに関する確認票 Hokusyo-to nyuu moushikomi kakunin-hyō		
■	□	4	My number confirmation documents (1) or (2)	(1) My number card of the applicant (2) Applicant's my number notification card	<ul style="list-style-type: none"> If you send by post, please send together with a copy If you confirm (1) at the service counter, you do not need the document of 5.
■	□	5	ID of the applicant (1) or (2)	(1) With a photo (1 document) (2) Without a photo (2 documents)	<ul style="list-style-type: none"> If you send by post, please send together with a copy Example for (1): 免許証 (Menkyo-syō), パスポート (Passport) Example for (2): 健康保険証 (Kenkō hoken-syō), 国民年金手帳 (Kokumin nenkin-teiryō)

II Documents confirming the necessity of childcare						
Required documents	for confirmation		No.	Parents' situation	Submission documents	Important points
	father	mother				
□	□	□	6a	A person working outside the house	就労・所得証明書 Syurō Syotoku syoumeisyō	<ul style="list-style-type: none"> Prepare at place of work In case of multiple workplaces, prepare one for each workplace.
□	□	□	6b	People who are self-employed	(1) 就労状況申告書 Syurō jōkyō shinkokusyo (2) 自営の証明書類(写し) Jiei no syōmei syōrui [copy]	<ul style="list-style-type: none"> Including those who work at a company managed by relatives. Example for (2): 確定申告書 (Kakuteishinkoku-syo), 開業届 (Kaigyō-todoke), 営業許可証 (Eigyō-kyokasyo), 登記簿謄本 (Toukibo-tōhon).
□	□	□	6c	Pregnant or person who has given birth	母子健康手帳(写し) Boshi kenkō teiryō [copy]	<ul style="list-style-type: none"> Copy of the page that confirms the name and birth date.
□	□	□	6d	People who are sick or injured	(1) 診断書 Shindansyo (2) 疾病・障害状況申告書 Shipei Syogai jōkyō shinkokusyo	<ul style="list-style-type: none"> (1) is a document(original) issued by a medical institution
□	□	□	6e	People with disabilities	(1) 障害者手帳(写し) Syougaisya-teiryō [copy] (2) 疾病・障害状況申告書 Shipei Syogai jōkyō shinkokusyo	<ul style="list-style-type: none"> (1) is 身体障害者手帳 (Shintai syōgaisya-teiryō), 療育手帳 (Ryōiku-teiryō), 精神障害者保健福祉手帳 (Seishin syōgaisya hoken hukushi-teiryō).
□	□	□	6f	People who are caring for nursing a family member	(1) A copy of certificate showing that nursing is needed (2) 介護状況申告書 Kaigo jōkyō shinkokusyo	<ul style="list-style-type: none"> Example for (1): 介護保険証 (Kaigo hoken-syō), 診断書 (Shindan-syo), 障害者手帳 (Syōgaisya-teiryō).
□	□	□	6g	A person attending school	(1) 在学証明書 Zaigaku syomeisyō (2) 時刻表 or スケジュール表 Jikanwari or Schedule	<ul style="list-style-type: none"> (1) is a paper issued at school(no special format) for people who are planning to enter university, a copy of acceptance notice, university brochure etc.
□	□	□	6h	People looking for work, or those preparing to start own business	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書 Kusyokoku katsudō kigyō jūnbi jōkyō shinkokusyo ken seiyakusyo	<ul style="list-style-type: none"> If you start work, please submit 6-a and 6-b additionally

III Documents necessary depending on household circumstances						
Required documents	for confirmation		No.	Parents' situation	Submission documents	Important points
	father	mother				
□	□	□	7	Someone who was not living in Kawasaki city on January 1 st , Heisei__nendo	平成__年度の住民税課税(非課税)証明書(写し) Jyuminzei kazei (nikazei)-syōmeisyō [copy]	<ul style="list-style-type: none"> Please get it where you lived before
□	□	□	8	A person who was taking childcare leave during and before Heisei__nendo	平成__年度の住民税課税(非課税)証明書(写し) Jyuminzei kazei (nikazei)-syōmeisyō [copy]	<ul style="list-style-type: none"> For details, please consult at the ward or branch office
□	□	□	9	People who have not declared citizen tax or who have modified the declaration	平成__年度の住民税課税(非課税)証明書(写し) Jyuminzei kazei (nikazei)-syōmeisyō [copy]	
□	□	□	10	People who earned income overseas in Heisei__nendo	平成__年中の給与明細書等(写し) Kiyū-meisaiyo [copy]	<ul style="list-style-type: none"> For details, please consult at the ward or branch office Within heisei YY: Heisei YY from January until December
□	□	□	11	People who are on childcare leave or maternity leave(or planning to get it)	育児休業期間に関する同意書 Ikujī kyūgyō kikan ni kansuru dōisyō	
□	□	□	12	Person who changed place of work within 1 year from the desired starting month.	前職の退職日の書かれている就労・所得証明書 Syurō syotoku-syōmeisyō in which the retirement date of your previous job is written 源泉徴収票 (Gensen cyōsyū-hyō), 離職票 (Risaku-hyō), 給与明細の写し (Kiyūmeisai) [copy]	<ul style="list-style-type: none"> A person who changed his work place within 2 months after quitting his previous job Documents that can confirm working hours or days, retirement dates etc of previous work
□	□	□	13	Person who is on a single assignment (or planning to)	単身赴任証明書・辞令(写し) Tanshinjunin-syōmeisyō / Jirei [copy]	<ul style="list-style-type: none"> Please have the Tanshinjunin-syōmeisyō created by your company
□	□	□	14	Where the applicant's child is currently in an unauthorized childcare facility	(1) or (2) (1) 在園・委託証明書 Zaien jūtaku-syōmeisyō (2) 契約書(写し) (Keiyaku-syo [copy]) and 連絡帳(写し) (Renraku-cho [copy])	
□	□	□	15	People who are living with a family member under the age of 65	Any one of 6-a~6-g	
□	□	□	16	If the child who is applying has disabilities	(1) or (2), (3) (1) 障害者手帳(写し) Syougaisya-teiryō [copy] (2) 特別児童手帳(写し) Tokubetsu jidō huyō teate-syōsyō [copy] (3) 診断書 Shindan-syo	<ul style="list-style-type: none"> (1) is 身体障害者手帳 (Shintai syōgaisya-teiryō), 療育手帳 (Ryōiku-teiryō), 精神障害者保健福祉手帳 (Seishin syōgaisya hoken hukushi-teiryō).
□	□	□	17	Applicant from outside Kawasaki city (applicant who plans to relocate to Kawasaki city)	(1) or (2), (3) (1) 物件売買契約書・賃貸借契約書(写し) Bukken baibai keiyaku-syo Chintaisyaku-keiyakusyo [copy] (2) 転入に関する誓約書 Tennyū ni kansuru seiyakusyo (3) if you plan to live in company housing/dormitory, a certificate/document issued by your company	
□	□	□	18	Other	()	<ul style="list-style-type: none"> You will be given guidance at the service counter

1 市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。」に基づき、市長、市議会に2016年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

2017年4月12日に第11期のヘイ ジャフィ委員長とケゼングア エドワード ムウインピ副委員長が福田 紀彦市長へ2016年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告しました。

市長からは、「審議がまとまってからではなく、議論をしている途中でも動けるものがあれば動き出せるように状況を共有していきたい」とのコメントがありました。



2 市議会への報告

2017年4月12日に市民文化局長（市長代理）が市議会正副議長へ2016年度の年次報告書を提出し、4月28日には市議会文教委員会において市民文化局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当が年次報告の概要を説明しました。

また5月25日には、ヘイ ジャフィ委員長とケゼングア エドワード ムウインピ副委員長が文教委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2016年度の活動について説明しました。この参考人招致は、文教委員会が代表者会議からの意見を聞き、審議等の参考とするために毎年行われてきたものです。

文教委員会の委員長から、「代表者会議のメンバーの方々の努力に改めて敬意を表したいと思います」とのコメントをいただきました。

2 オープン会議の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聴いて審議に活かすことを目的に開催しました。会議のプログラムや広報、当日の進行などは、実行委員会で話し合っただけで企画案を作り、全体会議に諮り、代表者全員が役割を分担して実施しました。

1 実行委員

ヘイ ジャフィ (実行委員長)、ケゼングア エドワード ムウィンビ (副実行委員長)、河 相宇、スタント イルワン、タカハシ ライゼール ラモス、ピーターソン ケリー、韓 籥、蔣 香梅、牟 鳳菊、徐 智妍

2 実行委員会の開催

開催日 2017年 4/23 (日) 5/21 (日) 6/25 (日) 9/3 (日) 10/15 (日)

各回の会議の前に行いました。オープン会議の内容、目的、広報の方法、当日のプログラム、役割分担などについて話し合いました。

3 会議の広報

市民祭り等の行事に参加して来場者へチラシを配布し、会議への参加を呼びかけました。

また、市ホームページや市政だより、フェイスブックによる広報の他に、「かわさきFM」の川崎市広報ラジオ番組で7言語による放送を行いました。

4 当日の主な役割分担

全体責任者	ヘイ ジャフィ、ケゼングア エドワード ムウィンビ
全体会司会	スタント イルワン、蔣 香梅
受付担当	タカハシ ライゼール ラモス、河 相宇、バルトコバ オクサナ
交流パーティー担当	ホサニ アハマト ユースフ、葉 元聡

5 代表者の感想

- ①参加者が多く、様々な意見が聞けてよかった。
- ②たくさんの人と交流することができてよかった。
- ③準備期間が短かったが、当日はスムーズに運営することができた。
- ④日本語が得意でない参加者への配慮が不足していた。
- ⑤代表者会議に対する参加者の関心の高さが感じられた。

3 ニューズレターの編集

ニューズレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点とした外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 編集委員

葉元聡（委員長）、金 スンオグ、ディットマー ダニエラ、ヴィラマー ジェリー、チャクラヴァルティ アルナンシュ、バルトコバ オクサナ

2 編集委員会の開催

かい回	ねんがっぴ年月日	ないよう内容
だい かい 第1回	ねん がっ 2017年4月23日 (日)	へんしゅういんちよう せんしゅつ ねんかんけいかく にゅーずれたーさくせいけいかくあん 編集委員長の選出、年間計画、ニューズレター作成計画案 No.60 の記事内容の確認・記事担当者の決定
だい かい 第2回	がっ 21日 (日)	No.60 の確認、No.61 の記事内容の確認と担当者の決定
だい かい 第3回	がっ 25日 (日)	No.61 の確認
だい かい 第4回	がっ みっか 3日 (日)	No.62 の記事内容の確認と担当者の決定
だい かい 第5回	がっ 15日 (日)	No.62 のレイアウトの決定

3 今年度発行のニューズレターと主な内容

No.60 8月6日発行

- 1ページ：2016年度の活動内容を市長・市議会に報告、2017年度の代表者会議の日程
- 2ページ：第12期代表者の募集案内、オープン会議のお知らせ
- 3ページ：部会の報告、＜情報コーナー＞「風疹」対策の紹介
- 4ページ：世界のおすすめスポット「ウクライナの『愛のトンネル』」

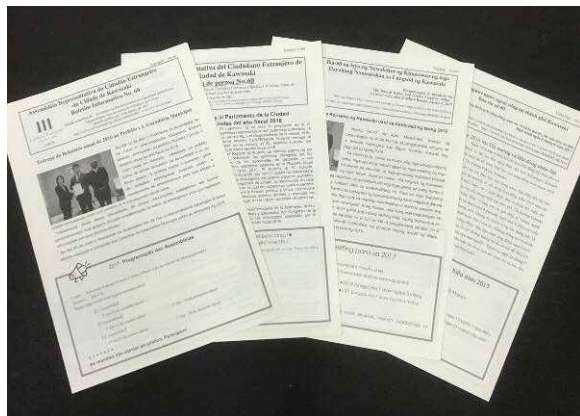
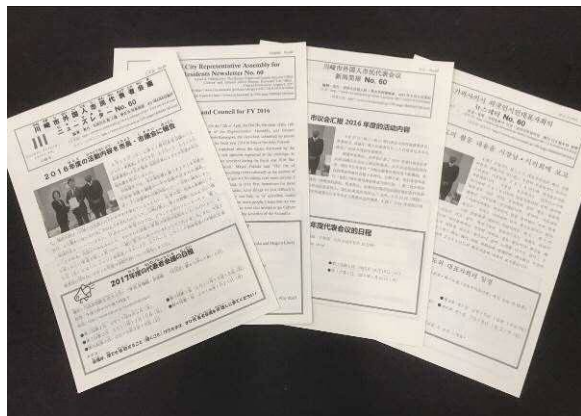
No.61 1月25日発行

- 1ページ：イベントに参加しました 《インターナショナル・フェスティバル》
- 2ページ：《多文化フェスタさいわい》 《かわさき市民祭り》
- 3ページ：オープン会議を開催しました
- 4ページ：世界のおすすめスポット「インドの『ラダック』」

- 1ページ： 第11期外国人市民代表者会議 提言
- 2ページ： 第11期外国人市民代表者会議 提言
- 3ページ： 代表者会議を振り返って
- 4ページ： 委員長からのあいさつ、編集後記

発行部数：日本語 2,500部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、各550部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、日本語教室等外国人に関わる団体、留学生寮、エスニックメディア、他都市の外国人市民施策担当部局など。なお、代表者会議のホームページにも掲載。



4 まとめ

今年度のニューズレターでは、代表者会議の活動を視覚的にも分かりやすく知ってもらうために、記事の中に写真を多く載せるように心がけました。また、多くの人に興味を持ってもらうために、代表者会議の活動だけではなく、外国人市民に役立つ情報として『風疹』対策の紹介』を取り上げたほか、昨年度から掲載している「世界のおすすめスポット」を今年度も記事にしました。

4 行事への参加

代表者会議では、国際交流センターにおける審議にとどまらず、各種行事に参加することにより、積極的に市民との交流を深めました。

1 参加行事

- ① インターナショナル・フェスティバルinカワサキ
- ② 多文化フェスタさいわい
- ③ かわさき市民祭り

2 実行委員

上記の3つの行事の参加・実施について、市民祭り実行委員会を設置して準備をしました。

サリ アビシエク（実行委員長）、キースタ ケーシー ジェイ、幕内 嘉雯、
河本 ファビオ 良則、レ ベト ギア カン、ヒラチャン アスカ、鈴木 イエレナ、
ホサニ アハマド ユースフ

3 実行委員会の開催

開催日 4/23（日）、5/21（日）、6/25（日）、9/3（日）、10/15（日）

代表者会議の前に開催しました。

4 インターナショナル・フェスティバルinカワサキ

「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」は川崎市内の国際交流に取り組んでいる団体等が、日頃の活動の成果を発表し、各種イベント等の開催を通じて、地球市民として様々な立場の人がふれあいを深めることにより、相互理解と友好親善を促進するために開催されたものです。代表者会議も活動の広報をするため、実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) インターナショナル・フェスティバルinカワサキの参加概要

日時 2017年7月2日（日）10：00～16：30

場所 川崎市国際交流センター

ないよう
内容

- ① 代表者会議の活動広報
- ② オープン会議の広報
- ③ パネル展示
- ④ クイズ等による参加者との交流



(2) 代表者の感想

- ① 多くの市民・地域の方々と直接交流することができてよかった。
- ② 代表者会議について、PRすることができた。代表者会議の理解を深められたと思う。
- ③ 今年からクイズを用意したが、子どもだけでなく大人の来場者にも楽しんでもらった。

5 多文化フェスタさいわい

「多文化フェスタさいわい」は、地域の人的資源を生かしながら、異なる文化的、歴史的背景を持つ市民の人権が守られる感性豊かな地域、国際的な視点を持ったまちづくりをすすめる 幸 市民館の自主事業で、代表者会議も市民との交流や相互理解を深めるとともに代表者会議の広報を行うことを目的に実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) 多文化フェスタさいわいの参加概要

日時 2017年9月9日（日）10：00～16：00

場所 川崎市 幸 市民館

ないよう
内容

- ① 代表者会議の活動広報
- ② オープン会議の広報
- ③ パネル展示
- ④ クイズ等による参加者との交流



(2) 代表者の感想

- ① 多くの市民・地域の方々と直接交流することができてよかった。
- ② 昨年より来場者が多かったが、代表者の参加が少なくて残念だった。
- ③ 代表者会議の活動をPRすることができる数少ない機会なので、参加してよかった。

5 かわさき市民祭り

外国人市民と日本人市民の交流を深め、各国の紹介と代表者会議の広報を行うことを目的に、今年度もかわさき市民祭りに参加しました。

(1) 第40回 かわさき市民祭り 参加概要

日時 2017年11月5日（日）

場所 川崎区富士見公園一帯（あそびの広場）

内容 テントでのイベント（世界のお茶提供、代表者会議のパネル展示、魚釣りゲーム、クイズ、国旗を描こう、代表者会議資料の配布等）、パレードへの参加

【テントと】



【パレードと】



(2) 代表者の感想

- ①パレードではたくさんの人に歓迎していただき、励みになった。
- ②風が強くて大変だったが、子どもからお年寄りまで幅広い人に楽しんでもらえたと思う。
- ③世界のお茶提供がとても人気だった。
- ④例年、同じような企画なので、違った企画も必要ではないかと思う。
- ⑤代表者会議の広報の目的だけでなく、代表者メンバー相互のコミュニケーションの活性化やチームワークの向上も期待できるので、今後も市民祭りには参加した方がよい。

5 代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の代表者という立場で行政の各種委員等の活動を行っています。

委員会等	事務局・主催者	代表者名
川崎市青少年問題協議会	こども未来局 青少年支援室	牟 鳳菊
川崎市成人式企画実施委員会	こども未来局 青少年支援室	河 相宇
第40回かわさき市民祭り実行委員会	経済労働局観光プロモーション推進課	サリ アビシエク
川崎市国際交流センター活用推進委員会	(公財)川崎市国際交流協会	徐 智妍
外国人が見た「カワサキ」フォトコンテスト	(公財)川崎市国際交流協会	ヘイ ジャファイ
外国人日本語スピーチコンテスト審査員	(公財)川崎市国際交流協会	ケゼン グア エドワード ムウィン ビ

代表者としてではなく、個人としても学校、市民館等の講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

1 日本語指導等協力者など（学校等での日本語講師や英語講師、民族文化講師など）

代表者名	活動場所
牟 鳳菊	菅生小学校
蔣 香梅	新城小学校

2 その他、地域などでの活動

代表者名	活動内容	実施団体・主催者・事務局
タカハシ ライゼール ラモス	翻訳ボランティア	ふれあい館・社会福祉法人青丘社
	翻訳ボランティア	川崎市国際交流協会
蔣 香梅	みやまえく 宮前区まちづくり協議会	みやまえくやくしよちいきしんこうか 宮前区役所地域振興課
サリ アビシエク	がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議	かながわけん 神奈川県
ほさに あはまど ゆーすふ	がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議	かながわけん 神奈川県
かわもと ふ あびお よしのり	がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議	かながわけん 神奈川県

*この報告は本人の申し出により作成しました。

6 せんもんちょうさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況

かわさきしがいいこくじんしみんしきくせんもんちょうさいん だいひょうしゃかいぎ せいふくいんちようぶかいちようかいぎ しゅつせき
川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部会長会議に出席し
たほか、次のような活動を行いました。

1 じょうほうしゅうしゅう ちょうさ 情報収集、調査

- ① しちょうほうこくどうせき ねん がつ にち
市長報告同席 (2017年4月12日)
- ② かわさきしきかいぶんきょういんかいぼうちよう ねん がつ にち
川崎市議会文教委員会傍聴 (2017年5月25日)
- ③ みやまえく きょうぎかい たぶん かきょうせいけんこうかんかい ねん がつ と おか
宮前区まちづくり協議会多文化共生意見交換会 (2017年11月10日)

2 こうほう けいはつ こうりゅうかつどう 広報・啓発・交流活動

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎに ゆゑ れ た へんしゅう
川崎市外国人市民代表者会議ニューズレター No. 60、61、62 編集
- ② かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほむ ページ にほんごばん えいごばん ずいじじょうほうこうしん
川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ かわさきし ほむ ページ がいいこくじんしみんしきくたんとう ページ ずいじじょうほうこうしん
川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ いんたーなしよなる ふえすていばる かわさきさんか ねん がつ づつ か
国際ナショナル・フェスティバルinカワサキ参加 (2017年7月2日)
- ⑤ たぶんか ふえす た さんか ねん がつ ここのか
多文化フェスタさいわい参加 (2017年9月9日)
- ⑥ かわさき しみんまつ さんか ねん がつ つか
かわさき市民祭り参加 (2017年11月5日)
- ⑦ しみんぶんかきょう にほんごけんしゅうこうし ねん がつ むいか
市民文化局やさしい日本語研修講師 (2018年2月6日)

3 しりょう ほうこくしょくせい 資料・報告書作成

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ じろく
川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② だいひょうしゃ けつていん ほじゅう ねん がつ にち がつ みつ か がつ にち
代表者の欠員と補充について (2017年4月23日、9月3日、10月15日)
- ③ りんじかい ねん がつ にち がつ にち
臨時会について (2017年4月23日、5月21日)
- ④ いりょう びょういん ねん がつ にち
医療・病院について (2017年4月23日)
- ⑤ ぼうさい さいがい ねん がつ にち
防災・災害について (2017年5月21日)
- ⑥ ひさいしやしえん かん かくしゅせいど ねん がつ にち
被災者支援に関する各種制度 (2017年5月21日)
- ⑦ おーぶんかいぎ ねん がつ にち がつ みつ か がつ にち がつ と おか
オープン会議について (2017年6月25日、9月3日、10月15日、12月10日)
- ⑧ これまでの振り返り (2017年6月25日)
- ⑨ ようちえん ほいくえん ねん がつ みつ か
幼稚園と保育園について (2017年9月3日)
- ⑩ ひなんじよ たぶんかきょうせい ねん がつ にち
避難所における多文化共生 (2017年10月15日)
- ⑪ うけつけしーと あん ねん がつ にち
受付シート(案) (2017年10月15日)
- ⑫ ほいくえん しんせい ねん がつ にち
保育園の申請 (2017年10月15日)
- ⑬ おーぶんかいぎしりょう ねん がつ にち
オープン会議資料 (2017年11月19日)
- ⑭ さいがいじ たぶんかきょうせい がいいこくじんしえん ていげんあん ねん がつ と おか ねん がつ
災害時における多文化共生と外国人支援 提言案 (2017年12月10日、2018年1月21日)

- ⑮ 保育の利用申請 提言案 (2017年12月10日、2018年1月21日)
- ⑯ 外国人市民向けオリエンテーション 提言案 (2018年1月21日)
- ⑰ ニュースレター編集委員会資料 随時

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会 (2017年5月24日、7月26日、10月2日、11月29日、2018年2月2日)
- ② 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会 (2017年12月27日、2018年2月14日)
- ③ 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議 (2018年1月18日)

5 まとめと課題

今年度は、第11期代表者会議の2年目ということで提言をまとめる年でした。提言は代表者会議の活動の中で、その集大成として位置づけられる重要なものです。しかし、すでに多くの蓄積があるため、過去の提言と重複しないように新たな提言をまとめることは年々難しくなっているように感じます。もちろん、代表者会議の意義自体が減じたとは思いませんが、こうした課題を解消するためには、代表者会議の役割や性格をあらためて位置づけなおすことも必要かもしれません。

また、代表者会議は万能ではありません。その可能性と限界を見極めることも必要です。提言が施策や取組につながるようにするためには、ただアイデアを出せばよいわけではなく、責任ある意見として、事実にもとづき、説得的なものにすることが大切です。

そうした中で、今回は「外国人市民向けオリエンテーション」「災害時における多文化共生と外国人支援」「保育の利用申請」という3つの提言が出されました。どれもよくまとまっていると思いますが、とくに「災害時における多文化共生と外国人支援」は代表者会議らしい視点と質の高さを備えたよい提言になっていると思います。

また、今回はいくつかの提言で多言語の資料やツールを自分たちで作成したことも注目すべきポイントだと思います。これは、代表者会議が設置されたときに設けられたキーワードの1つである〈要求から参加へ〉という理念にも合致するものです。自分たちが必要だと思うものを積極的につくっていくことは、これからの代表者会議の役割の1つの柱になるかもしれません。ただし、このことはその逆説的な作用として、「必要なものは代表者会議が自分たちでつくればよい」という行政の消極的な態度につながってはいけないと思います。多言語の資料やツールの拡充は、基本的には多文化共生という観点から市が責任をもって推進すべきものです。その意味では、市に対して〈要求〉をしていくということも代表者会議の役割として引き続き必要なことだと思います。

せんもんちょうさいん たかはし せいいち
 専門調査員 高橋 誠一

1

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい
外国人住民人口統計かわさきし かわさきし こくせき ちいき べつがいこくじんじゅうみんじんこう すいい
川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

ねんつき 年月 こくせき ちいき 国籍・地域	2007.3 (H19)	2008.3 (H20)	2009.3 (H21)	2010.3 (H22)	2011.3 (H23)	2012.3 (H24)	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2017.12 (H29)
ちゅうごく 中国	8,192	9,202	10,003	10,423	10,611	10,486	9,716	9,956	10,787	11,527	12,905	13,894
かんこく ちようせん 韓国・朝鮮	9,239	9,450	9,539	9,290	9,066	8,654	8,060	7,922	7,812	7,842	7,979	8,038
ふいりびん フィリピン	3,722	3,863	3,939	3,891	3,836	3,852	3,564	3,653	3,771	3,898	4,037	4,190
べとなむ ベトナム	435	553	584	617	649	695	773	936	1,294	1,868	2,309	2,689
ねばーる ネパール	142	180	307	325	326	360	357	418	531	740	938	1,110
いんど インド	870	982	1,178	1,192	1,155	1,038	962	807	774	826	915	1,048
たいわん 台湾	—	—	—	—	—	—	429	590	745	841	937	1,024
べいこく 米国	782	754	821	797	779	746	682	650	733	779	828	889
ぶらじる ブラジル	1,384	1,365	1,409	1,188	1,123	930	774	756	712	733	749	787
たい タイ	564	586	637	589	568	535	491	515	542	579	616	633
べるー ペルー	598	618	608	586	567	553	492	487	487	469	461	458
いんどねしあ インドネシア	302	329	305	308	280	286	231	240	279	341	412	443
えいこく 英国	333	325	330	322	326	284	239	255	271	293	318	314
ふらんす フランス	127	154	163	156	161	148	146	157	169	182	212	238
まれーしあ マレーシア	176	174	196	204	200	232	186	178	176	186	197	220
かなだ カナダ	229	219	206	201	178	162	143	137	156	170	197	202
どいつ ドイツ	122	131	152	130	130	124	97	97	130	144	169	191
すりらんか スリランカ	197	200	204	209	215	190	174	165	168	169	182	189
もんごる モンゴル	32	44	58	67	58	56	60	71	103	132	149	174
ばんぐらでしゅ バングラデシュ	191	182	183	182	182	157	128	129	135	143	143	161
おーすとらりあ オーストラリア	204	196	180	177	154	127	115	110	117	137	151	156
た その他	1,459	1,507	1,581	1,760	1,582	1,506	1,303	1,342	1,438	1,578	1,614	1,730
がいこくじんそうすう 外国人総数	29,300	31,014	32,583	32,614	32,146	31,121	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	38,778
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.10%	2.18%	2.25%	2.33%	2.32%	2.25%	2.17%	2.02%	2.03%	2.26%	2.43%	2.54%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

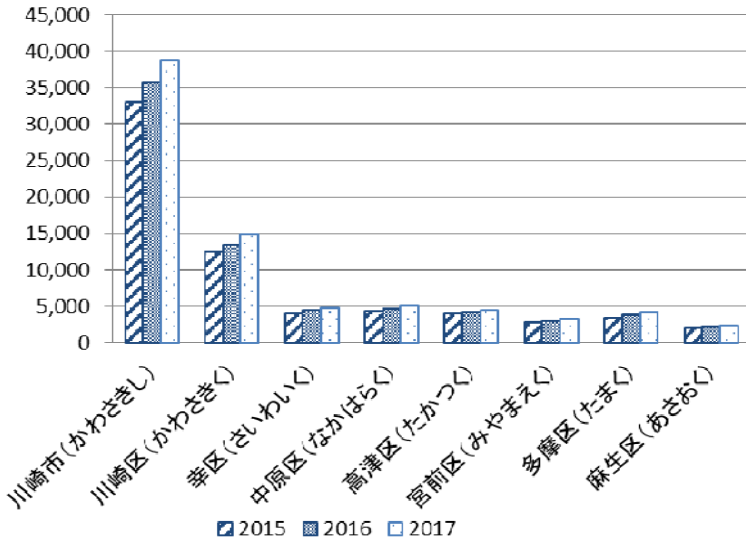
ねん がつまつじつげんざい
2017年12月末日現在

No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人
1	ちゆうこく 中国	13,894	46	おらんだ オランダ	19	91	すろばきあ スロバキア	3
2	かんこくまた ちようせん 韓国又は朝鮮	8,038	47	せねがる セネガル	19	92	たんざにあ タンザニア	3
3	ふいりびん フィリピン	4,190	48	うずべきすたん ウズベキスタン	18	93	かめるーん カメルーン	2
4	べとなむ ベトナム	2,689	49	ちゆにじあ チュニジア	16	94	ちゆうおうあふりか 中央アフリカ	2
5	ねぼーる ネパール	1,110	50	えじぶと エジプト	15	95	くろあちあ クロアチア	2
6	いんど インド	1,048	51	じゃまいか ジャマイカ	15	96	じぶち ジブチ	2
7	たいわん 台湾	1,024	52	ぱらぐあい パラグアイ	14	97	えすとにあ エストニア	2
8	べいこく 米国	889	53	はんがりー ハンガリー	13	98	えちおびあ エチオピア	2
9	ぶらじる ブラジル	787	54	もろっこ モロッコ	13	99	はいち ハイチ	2
10	たい タイ	633	55	みなみあふりかきょうわこく 南アフリカ共和国	13	100	いすらえる イスラエル	2
11	べるー ペルー	458	56	おーすとリア オーストリア	12	101	よるだん ヨルダン	2
12	いんどねしあ インドネシア	443	57	べるぎー ベルギー	12	102	らとびあ ラトビア	2
13	えいこく 英国	314	58	ぶるがりあ ブルガリア	12	103	まだがすかる マダガスカル	2
14	ふらんす フランス	238	59	けにあ ケニア	12	104	みくろねしあ ミクロネシア	2
15	まれーしあ マレーシア	220	60	きるぎす キルギス	12	105	もざんびーく モザンビーク	2
16	かなだ カナダ	202	61	ほるとがる ポルトガル	12	106	うがんだ ウガンダ	2
17	どいつ ドイツ	191	62	ふいんらんど フィンランド	11	107	あふがにすたん アフガニスタン	1
18	すりらんか スリランカ	189	63	ちえこ チェコ	10	108	あるばにあ アルバニア	1
19	もんごる モンゴル	174	64	さうじあらびあ サウジアラビア	9	109	あるめにあ アルメニア	1
20	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	161	65	ちり チリ	8	110	ばはま バハマ	1
21	おーすとらりあ オーストラリア	156	66	でんまーく デンマーク	8	111	ばーれーん バーレーン	1
22	みゃんまー ミャンマー	144	67	しりあ シリア	8	112	えるさるぼどる エルサルバドル	1
23	ろしあ ロシア	131	68	あるじえりあ アルジェリア	7	113	がんびあ ガンビア	1
24	ばきすたん パキスタン	87	69	こすたりか コスタリカ	7	114	がいあな ガイアナ	1
25	いらん イラン	79	70	かざふすたん カザフスタン	7	115	ほんじゅらす ホンジュラス	1
26	すべいん スペイン	75	71	れぼのん レバノン	7	116	あいすらんど アイスランド	1
27	いたりあ イタリア	70	72	せるびあ セルビア	7	117	いらく イラク	1
28	ほりびあ ボリビア	51	73	べねずえら ベネズエラ	7	118	りべりあ リベリア	1
29	かんぼじあ カンボジア	51	74	べらるーし ペラルーシ	6	119	るくせんぶるく ルクセンブルク	1
30	しんがぽーる シンガポール	50	75	こんごみんしゅきょうわこく コンゴ民主共和国	6	120	まり マリ	1
31	あるぜんちん アルゼンチン	49	76	きゅーば キューバ	6	121	もーりしやす モーリシャス	1
32	ないじえりあ ナイジェリア	49	77	ぶるねい ブルネイ	5	122	にからぐあ ニカラグア	1
33	がーな ガーナ	44	78	ふいじー フィジー	5	123	ばらお バラオ	1
34	にゅーじーらんど ニュージーランド	44	79	ぎにあ ギニア	5	124	ばなま パナマ	1
35	めきしこ メキシコ	43	80	のるうえー ノルウェー	5	125	さもあ サモア	1
36	うくらいな ウクライナ	38	81	あせるばいじゃん アゼルバイジャン	4	126	すーだん スーダン	1
37	ころんびあ コロンビア	34	82	ほすにあへるつえごびな ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	127	とーご トーゴ	1
38	るーまにあ ルーマニア	33	83	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	4	128	とりにだーど とぼご トリニダード・トバゴ	1
39	すうえーでん スウェーデン	32	84	えくあどる エクアドル	4	129	あらぶしゅちようくれんほう アラブ首長国連邦	1
40	とるこ トルコ	28	85	ぎりしや ギリシャ	4	130	うるぐあい ウルグアイ	1
41	ぼーらんど ポーランド	25	86	りとあにあ リトアニア	4	131	いえめん イエメン	1
42	あいるらんど アイルランド	22	87	もるとば モルドバ	4		むこくせき 無国籍	13
43	すいす スイス	22	88	べなん ベナン	3		くらん 空欄※	20
44	こーとじぼわーる コートジボワール	20	89	どみにかきょうわこく ドミニカ共和国	3		しゅつしよ ※出生による経過滞在者	
45	らおす ラオス	19	90	ぐあてまら グアテマラ	3		ごうけい 合計	38,778人

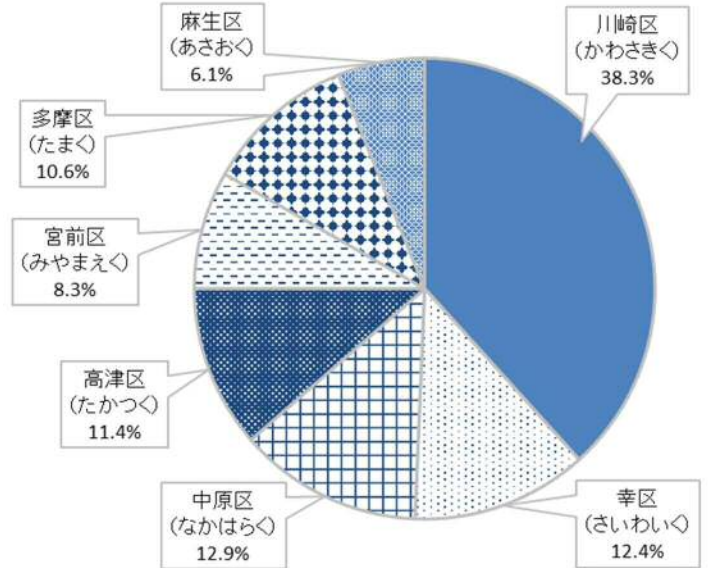
くべつ おも こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2017年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	ちゆうごく 中国	5,658	1,949	1,673	1,303	939	1,496	876	13,894
2	かんこく ちようせん 韓国・朝鮮	3,464	941	1,000	856	608	719	450	8,038
3	ふいりびん フィリピン	1,679	517	424	575	380	475	140	4,190
4	べとなむ ベトナム	1,240	283	261	312	200	241	152	2,689
5	ねばーる ネパール	384	146	257	145	21	136	21	1,110
6	いんど インド	480	194	109	107	58	75	25	1,048
7	たいわん 台湾	275	125	206	148	98	100	72	1,024
8	べいこく 米国	80	68	211	161	115	141	113	889
9	ぶらじる ブラジル	468	46	56	65	59	65	28	787
10	たい タイ	207	77	111	89	59	48	42	633
	た こくせき 他の国籍	920	450	707	656	673	619	451	4,476
	ごうけい にん 合計(人)	14,855	4,796	5,015	4,417	3,210	4,115	2,370	38,778
	わりあい 割合(%)	38.3	12.4	12.9	11.4	8.3	10.6	6.1	100.0



おも ざいりゅうし かくべつがいこくじんじゅうみんじんこう
 主な在留資格別外国人住民人口



ねん がつまつじつげんざい
 2017年12月末日現在

ざいりゅうしかく 在留資格	にん 人	%
えいじゅうしゃ 永住者	11,900	30.7
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	4,994	12.9
ぎじゆつ・じんぶんちしき・こくさいぎょうむ 技術・人文知識・国際業務 ※1	5,438	14.0
りゅうがく 留学	4,091	10.5
かぞくたいざい 家族滞在	3,350	8.6
にほんじん はいぐうしやとう 日本人の配偶者等	2,258	5.8
ていじゅうしゃ 定住者	2,002	5.2
とくていかつどう 特定活動	885	2.3
ぎのう 技能	726	1.9
えいじゅうしゃ はいぐうしやとう 永住者の配偶者等	620	1.6
ぎのうじしゅう 技能実習 ※2	929	2.4
ほか その他	1,585	4.1

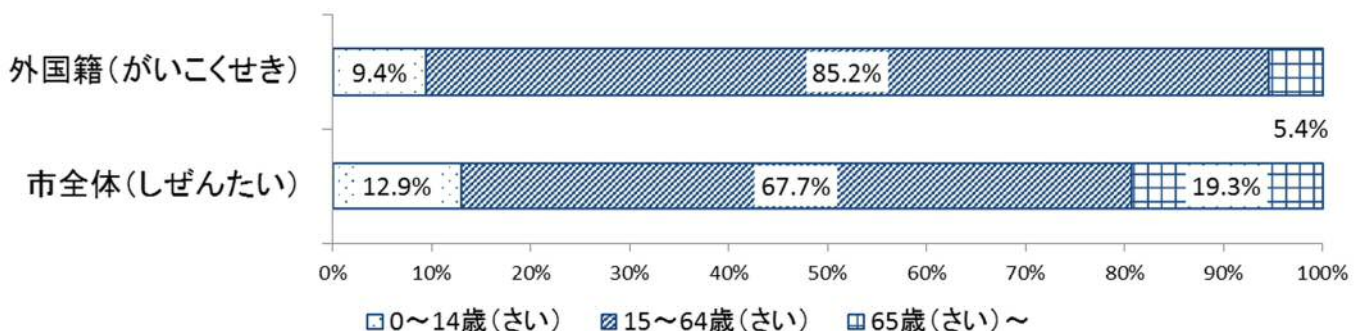
※1 「技術」「人文知識・国際業務」を含む

※2 「1号イ」「1号ロ」「2号イ」「2号ロ」「3号イ」「3号ロ」の合計

くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2017年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	796 5.4%	261 5.4%	177 3.5%	164 3.7%	125 3.9%	145 3.3%	92 3.9%	1,760 4.5%
5～9歳	518 3.5%	170 3.5%	112 2.2%	108 2.4%	70 2.2%	84 2.0%	76 3.2%	1,138 2.9%
10～14歳	320 2.2%	104 2.2%	64 1.3%	79 1.8%	75 2.3%	57 3.3%	41 1.7%	740 1.9%
15～19歳	506 3.4%	146 3.0%	121 2.4%	132 3.0%	88 2.7%	126 3.1%	74 3.1%	1,193 3.1%
20～24歳	1,422 9.6%	420 8.8%	560 11.2%	430 9.7%	331 10.3%	750 3.3%	333 14.1%	4,246 10.9%
25～29歳	2,170 14.6%	686 14.3%	1,008 20.1%	756 17.1%	501 15.6%	832 20.2%	343 14.5%	6,296 16.2%
30～34歳	2,004 13.5%	728 15.2%	804 16.0%	628 14.2%	424 13.2%	548 3.3%	296 12.5%	5,432 14.0%
35～39歳	1,628 11.0%	570 11.9%	599 11.9%	564 12.8%	361 11.2%	420 10.2%	275 11.6%	4,417 11.4%
40～44歳	1,096 7.4%	423 8.8%	401 8.0%	379 8.6%	293 9.1%	294 3.3%	214 9.0%	3,100 8.0%
45～49歳	1,175 7.9%	367 7.7%	336 6.7%	367 8.3%	296 9.2%	284 6.9%	206 8.7%	3,031 7.8%
50～54歳	937 6.3%	312 6.5%	291 5.8%	267 6.0%	233 7.3%	238 3.3%	148 6.2%	2,426 6.3%
55～59歳	703 4.7%	219 4.6%	184 3.7%	202 4.6%	158 4.9%	148 3.6%	95 4.0%	1,709 4.4%
60～64歳	531 3.6%	150 3.1%	124 2.5%	136 3.1%	106 3.3%	65 3.3%	76 3.2%	1,188 3.1%
65歳～	1,049 7.1%	240 5.0%	234 4.7%	205 4.6%	149 4.6%	124 3.0%	101 4.3%	2,102 5.4%



2 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】 じょうほう とうけい 情報・統計

1 じょうほう しゃかいきょういくぶかいかんけい 情報・社会教育部会関係

- ① かわさきしこくさいこうりゅうきょうかい しつもん ねん がつ にち
川崎市国際交流協会への質問 (2017年4月23日)
- ② おとな にほんごがくしゅう がいこくじんむ おりえんてーしよんこーす もんだいしき
大人の日本語学習と外国人向けオリエンテーションコースについて (問題意識、
かわさきし とりくみ げんじょう にほんごのうりよくしけん こうてき にほんごがくしゅうしえん たとし じれい
川崎市の取組や現状、日本語能力試験、公的な日本語学習支援、他都市の事例、
かいがい じれいとう ねん がつ にち
海外の事例等) (2017年4月23日)
- ③ かわさきし にほんご べんきょう きょういくいいんかい ねん がつ にち がつ にち
川崎市で日本語を勉強できるどころ (教育委員会) (2017年4月23日, 5月21日)
- ④ しきじがくしゅうかつどう げんじょうほうこく きょういくいいんかい ねん がつ にち がつ にち
識字学習活動の現状報告 (教育委員会) (2017年4月23日, 5月21日)
- ⑤ がいこくじんしゅうろう ていちゃくしえんけんしゅう ちらし こうせいろうどうしやう ねん がつ にち がつ にち
外国人就労・定着支援研修 チラシ (厚生労働省) (2017年4月23日, 5月21日)
- ⑥ 2017 にほんごこうざ ちらし かながわけんりつこくさいげんごぶんかあか で み あ ねん がつ
2017 にほんごこうざ チラシ (神奈川県立国際言語文化アカデミア) (2017年4月
23日, 5月21日)
- ⑦ せいかつ おりえんてーしよん でまえこうざ あんない せんだいかんこうこくさいきょうかい
生活のためのオリエンテーション 出前講座のご案内 (仙台観光国際協会)
ねん がつ にち がつ にち
(2017年4月23日, 5月21日)
- ⑧ がいこくじんむ おりえんてーしよんこーす ざいりゅうしかくべつがいこくじんじんこう すい
外国人向けオリエンテーションコースについて (在留資格別外国人人口の推移、
せんだいかんこうこくさいきょうかい せいかつ おりえんてーしよん ねん がつ
仙台観光国際協会 生活のためのオリエンテーションについて) (2017年5月21
日)
- ⑨ せんだいかんこうこくさいきょうかい せいかつ おりえんてーしよん じぎょう ねん がつ にち
仙台観光国際協会「生活オリエンテーション事業」について (2017年6月25日)
- ⑩ じょうほう しほーむぺーじ かいぜん ねん がつ みつ か
情報 (市ホームページ) の改善について (2017年9月3日)
- ⑪ おーぶんかいぎ で しつもん いけん ぶんかかい ねん がつ と お か
オープン会議で出た質問・意見<分科会A> (2017年12月10日)

2 ちいきせいかつぶかいかんけい 地域生活部会関係

- ① いりょう びやういん もんだいしき か こ ていげん せいり ぽいんと がいこくじんしん
医療・病院について (問題意識、過去の提言、整理すべきポイント、外国人市民
いしきじったいちやうさ し とりくみ げんじょう た ねん がつ にち
意識実態調査、市の取組や現状、その他) (2017年4月23日)
- ② ぼうさい さいがい もんだいしき か こ ていげん がいこくじんしんいしきじったいちやうさ きほんてき
防災・災害について (問題意識、過去の提言、外国人市民意識実態調査、基本的
かんが かつ さいがいじ にーず かだい ねん がつ にち
な考え方、災害時のニーズや課題) (2017年5月21日)
- ③ 『わたしのぼうさいてちやう つか かつ かわさきくくみんかいぎ ねん がつ にち
『わたしの防災手帳』の使い方 (川崎区区民会議) (2017年5月21日)

- ④ 災害のときの便利ノート（かながわ国際交流財団）（2017年5月21日）
- ⑤ メールニュースかわさき チラシ（総務企画局）（2017年5月21日）
- ⑥ INFO KANAGAWA チラシ（かながわ国際交流財団）（2017年5月21日）
- ⑦ 多言語避難者登録カード・食材の絵文字（自治体国際化協会）（2017年5月21日, 10月15日）
- ⑧ 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）（2017年5月21日）
- ⑨ り災証明書交付願（総務企画局）（2017年5月21日, 10月15日）
- ⑩ 幼稚園と保育園（保育所）について（幼稚園と保育園の違い、保育園・保育サービスの種類、利用申請から入園までの流れ、利用調整と基準、申請書類等）（2017年9月3日）
- ⑪ 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（2017年9月3日）
- ⑫ 同ランク内での調整指数表（2017年9月3日）
- ⑬ 同ランク内同指数となった場合の調整項目表（2017年9月3日）
- ⑭ 平成29年度4月入所申込チェックリスト（2017年9月3日, 10月15日）
- ⑮ 川崎区外国語概要案内（英語, 中国語）（2017年9月3日, 10月15日）
- ⑯ 川崎区周辺子育て施設マップ（英語, 中国語）（2017年9月3日, 10月15日）
- ⑰ オープン会議で出た質問・意見＜分科会B＞（2017年12月10日）

3 全体審議用資料

- ① 臨時会（オープン会議）について（2017年4月23日, 5月21日, 6月25日, 10月15日）
- ② かわさき市民祭りについて（2017年6月25日）
- ③ オープン会議について（振り返り）（2017年12月10日）

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）
- ③ 各種実行委員会報告（随時）
- ④ 傍聴者の声（随時）

【3】議事録

- ① 2017年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニュースレター等

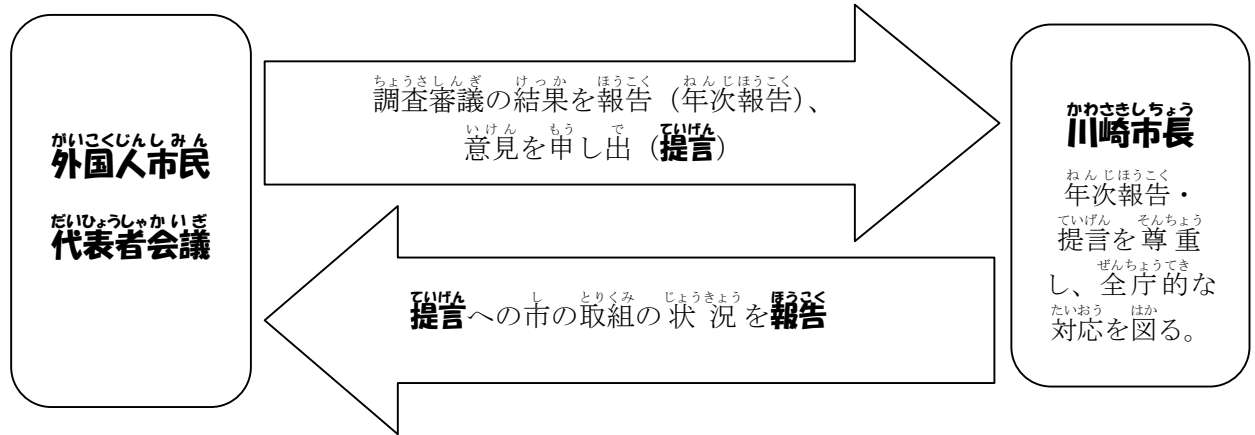
- ① 2016年度「年次報告」（2017年4月23日）
- ② ニュースレターNo. 60、61、62（随時）

【5】その他

- ① 市の審議会等委員について（2017年4月23日）
- ② 2017年度の年次報告書について（2018年1月21日、2月18日）
- ③ 提言の取組状況について（2018年1月21日）

3 提言への市の取組状況

【1】提言への市の取組状況の調査および調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています(提言)。市は条例により、代表者会議からの意見の申し出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2016年度調査で取組状況が「B(=取組中・検討中)」だった提言についてです。

取組状況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたものの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したものの。

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているものの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの。

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの^{ていげんいちらん}提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そうご りかい きょういく すいしん 外国人と日本人の子どもの相互理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび 外国人教育研究協議会等の整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A
	①～3	がいどら いんさくせいとう	①～1のためのガイドライン作成等	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ こんだん ぼとうせつち	教員、日本人・外国人保護者の懇談の場等設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい 住宅条例の制定	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか	ほうほう けんとう 住宅条例の効果あげる方法の検討	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみん む	じょうほう こーなー せつち 外国人市民向け情報コーナーの設置	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～2	がいこくご	しりょう りすとはいふ 外国語による資料などのリスト配布	しみんきょく 市民局	ねんど 2003年度 A
	③～3	がいこくご	しりょう たい しみんいけん き と 外国語の資料に対する市民意見を聞き取る	しみんきょく 市民局	ねんど 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ 留学生修学奨励金制度の充実	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく かくほ 留学生の住宅の確保	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん けんせつ けんとう 留学生の学生会館の建設の検討	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②	しゅうつにゆうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゆうきょしえん 外国人市民等の住宅入居支援	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	③～2	にゆうきょさべつ	けいほつ けんちじ ようぼう 入居差別をなくす啓発を県知事に要望	まちづくり局	ねんど 2003年度 A
	③～3	にゆうきょ	こうてきほしょうにんき こう せつりつ 入居の公的保証人機構の設立	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく ぼらんていあ じゅうじつ 国際交流協会の登録ボランティアの充実	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	がいこくじんしみん む	がいど はいふかつよう 外国人市民向けガイドの配布活用	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1998	①～1	あすくる	こうほう アスクルの広報	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	①～2	こども	ぶんかせんたーしょくいん こくさいりかいけんしゅう こども文化センター職員の国際理解研修	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらん てい あねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらん てい あだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼす た ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきょく 総務企画局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいほつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼ ご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼ ご おし ぼらん てい あかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらん てい あかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむ へる ば ー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんどうしゃ せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう どうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに ほとら 地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みおか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～3	こうこうにゅうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう どういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も じ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん こども きょう 市民・こども局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる こ ぶんかなど たぶんかりかいきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育 と に取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃはけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみん ぶんかきょう 市民文化局	B
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん こども きょう 市民・こども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょう 健康福祉局 びょういんきょう 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょう 総務企画局 しみん ぶんかきょう 市民文化局	B B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん ぶんかきょう 市民文化局	B
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい ほあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん ぶんかきょう 市民文化局	B
	①～2	ちょうさけっか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん こども きょう 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほしょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょう 健康福祉局	B
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょう 健康福祉局	B
	②～3	ねんきんせいど わ かりやすい しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょう 健康福祉局	B
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	いじめもんだい てび さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	B
2013	①～1 ～(1)	うえる かむせつと かしょう さくせい くやくしょまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしよ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウエルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	B
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	B
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	子ども未来局	B
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	B
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	B
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	B
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	B
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	B
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	B
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	B
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	B
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	B

※担当局名称について

取組状況【A】: Aとなった年度当時の名称

取組状況【B】: 2017年10月1日現在の担当局の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに^だ出されたすべての^{ていげんおよ}提言及びそれに対する^{たい}市の^し取組状況^{とりくみじょうきょうほうこく}報告^{けいさい}を掲載しました。

取組状況が「A (=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況報告、取組状況が「B (=取組中・検討中)」の提言については、2017年10月1日現在の取組状況報告を掲載しています。

〔 * 提言への取組状況のうち、明朝体で白い枠の中に記載されているのは2017年度に調査した項目、グレーの枠の中に記載されているのは2016年度以前にAになった項目です。 〕

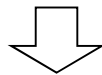


ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうご りかい ふか きょういく
教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深める教育
を総合的に推進する体制を整備する。

- 1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。
- 2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育 研究 協議会(注)のような推進体制を整備する。
- 3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもの相互理解を推進するためのガイドラインの作成などを行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。
- 4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど
2002年度 A

- 1 1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づき教育の推進に努めてきた。
外国籍児童・生徒の就学 状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育 基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど
2004年度 A

- 2 各市立学校に国際理解教育 担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等 協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
- 3 1986年に「川崎市外国人教育 基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育 基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。
また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

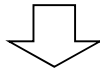
4 中学校 国際教育 研究 部会の主催で国際教育 座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従 来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している学生 インターナショナル フェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となっている。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

- 1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- 2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1.2

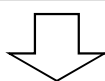
2002年度 A

- 1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。
同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。
- 2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。
また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。
今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

ねんど ていげん 1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみん む じょうほうこーなー せっち
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 1 かわさきし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいなど さくせい がいこくご しりょう がいこくごやく しりょうなど くやくしよ
川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の
がいこくじんとうろく まどぐち しみんかん あつ がいこくじんしみん む じょうほうこーなー せっち
外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 がいこくご しりょうなど りすと たげんご さくせい がいこくじんしみん たい せっきよくてき はいふ
外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 がいこくご しりょう かん あんけーと ようし まどぐち ようい しりょう たい がいこくじんしみん いけん よう
外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要
ぼう
望を聞く。



1	^{ねんど} 2002年度 A
1 1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。	

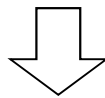
2	^{ねんど} 2003年度 A
2 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。 各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化し、今年度、配付する予定である。	

3	^{ねんど} 2007年度 A
3 2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすようにした。 なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。 今後も外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取につとめていく。	

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、
生活支援の方法を充実する。

- 1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。
- 2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。
- 3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



- 1 2002年度 A
- 1 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001(平成13)年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

- 2.3 2005年度 A
- 2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
 - 3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

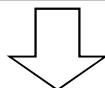
- (1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報を積極的に提供する。

2 基準の緩和

- (1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。
- (2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。
- (5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、いつでも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

- (1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する
- (2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたく人には、申請者全員に付与する。
- (3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1.2.3

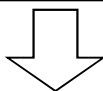
2002年度 A

1・2・3 毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1	ねんど 2002年度 A
<p>1 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。</p> <p>2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。</p> <p>また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。</p>	

2	ねんど 2003年度 A
<p>2 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。</p> <p>また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないように、加盟不動産店に対する指導を依頼した。</p> <p>併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないように団体への啓発を強化するよう働きかけた。</p>	

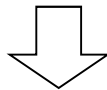
3	ねんど 2002年度 A
<p>3 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。</p>	

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（通称；チェックリスト）を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1,2,3

2002年度 A

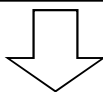
- 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の運営委員になることがある。
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。
- 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（「相談窓口の御案内」）を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1,2,3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後とも職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

- 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

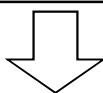
この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

- 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)
- 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。
同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1.2

2002年度 A

- 1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

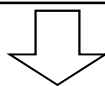
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学 受験検定 及び中学校 卒業 程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1 2017年度 B

- 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、今年も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。今後、現在検討されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていくとともに、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけていく。

2 2002年度 A

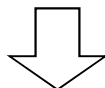
- 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。

今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

1998年度・提言④

外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1,2,3

2002年度 A

1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及び関係機関の情報交換を行っている。

2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。

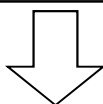
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。

3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



ねんど 2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

ねんど 2003年度 A

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通じた交流」などの学習会を行った。

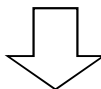
ねんど 2002年度 A

- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。
また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

1999^{ねんど}年度・^{ていげん}提言②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまど
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓
ぐち ひろ こうほう
口があることを広く広報する。

- 1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぽすたー さくせい ひろ きまざま
多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な
ばしょ がいこくじんしみんじょうほうこ ーな ーせつちかしよ ぼし がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじばん どう
場所（外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等）
けいじ おお ひと こうほう
に掲示し、多くの人に広報すること。



1

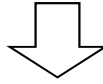
2002^{ねんど}年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん そうだん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談
まどぐち こうほう
窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル
ご すぺいんご ひょうじ ぽすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

1999年度・提言③

国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1

2017年度 B

- 1 他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について確認した。また、「外国籍職員の任用に関する運用規程」第2章別表（公権力を行使する職務一覧表）については、今後、必要に応じて改正を行う予定であり、その際は市内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

2

2002年度 A

- 2 外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されることなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

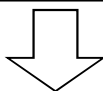
1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1,2,3,4,5

2009年度 A

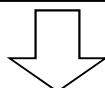
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1,2,3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みを通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

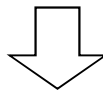
2・3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

2000年度・提言②

介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。
- 2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1,2,3

2002年度 A

- 1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。
今後、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5カ国語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。
- 3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしや じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

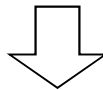
1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者 派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

2006年度 A

従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6ヶ国語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけたり、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

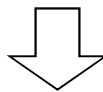
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

2001年度・提言②

外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

- 1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるような環境をつくる。
- 2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような情報システムを構築する。



1.2

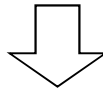
2005年度 A

- 1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。
- 2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応できる体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せも受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん 2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしよくいん こくさいりかい
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解
を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者をおき、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



ねんど 2008年度 A

- 1 2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者をおき、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当とおかきあひあひして、各学校に発信していく。
- 2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。
- また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

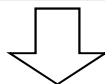
ねんど 2006年度 A

- 2 在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。
- 引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

2003年度・提言②

外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する。

- 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1.2

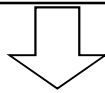
2017年度 B

- 総合教育センターの教育相談では、中学校へ編入するすべての生徒・保護者に対して多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドブック（10言語）」に沿って、特別枠受験、費用などについて時間をかけ、説明の充実を図っている。
また、「日本語を母語としない中学生のための高校進学説明会」は個別相談に時間をかけられるように母語通訳を充実させる。編入時期や受験条件が多様化しているため、個別に相談できる機会を増やしたり、多様な方法で保護者に情報が伝わるように工夫する必要がある。したがって、今後は、多様化したニーズに応えるために、日本語指導等協力者派遣制度を充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実させ、相談しやすい状況をつくっていく。
- 各小・中・特別支援学校に設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修を年2回実施した。研修会では、川崎市の現状や受入・適応の段階で配慮することなどについて伝達を行っている。
日本語指導や多文化共生に関する専門家に講師を依頼し、内容の充実に努めている。

2003年度・提言③

外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できる
よう、川崎市が住民投票制度を創設する際に外国人市民
も参加できるようにする。

- 1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1.2

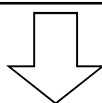
2008年度 A

- 1・2 制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんしみん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 しえいじゅうたく にゅうきよ ぼしゅう じょうほう がいこくじんしみん せっきよくてき こうほう ぼしゅう あんない る
市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にル
ビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 けんえいじゅうたく しえいじゅうたく どうよう たいおう はか けん はたら
県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 しえいじゅうたく おうぼほうほう がいこくじんしみん きがる そうだん まどぐち じゅうじつ はか
市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 ねんど 2008年度 A

1 2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解し
やすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募
集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解でき
ない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組みの結
果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か
国635人に増加した。

2 ねんど 2005年度 A

2 全国公営住宅管理協議会 関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての
説明を行った。

3 ねんど 2008年度 A

3 2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化された
ため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施し
たことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継
続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

2003年度・提言⑤

ねんきん だつたいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だつたいいちじきん しきゅうがく のうふきかん みあ がく かいぜん
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だつたいいちじきん しきゅうりつ
脱退一時金の支給率をあげる。



1,2

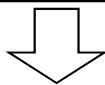
2017年度 B

- 1・2 こんねんど せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶかちやうかいぎ つう こうせいろうどうしやう だつたいいちじきん
今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時金
の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
きかんせつていおよ しきゅうりつ みなお ようぼうしよ ていしゅつ
今後も、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。
こんご ひ つづき せいどかいせい こうせいろうどうしやう はたら おこな

2005年度・提言①

日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 1 生活言語（日常生活に必要な日本語）だけでなく、学習言語（学習に必要な日本語）が学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1,2

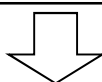
2017年度 B

- 1 学習言語習得には、5年かかるといわれる中で、年間200名以上の児童生徒が初期の日本語指導を必要としており、また、一人一人が必要な学習支援の内容についても、学年年齢や滞在国での教育歴によって多様である。
日本語指導等協力者の派遣の中では生活言語及び学習言語に関する指導を行っている。
今年度は生活言語に関する指導の充実が図れるように、「にほんごのあゆみ」について改訂を行っている。また、日本語指導等協力者や国際担当者の研修で、文部科学省ホームページ「カスタネット」を活用しながら指導の充実を図るよう紹介した。
学習支援員は生徒の希望に基づき、現在18校の中学校において、3年生の学習支援を実施している。
- 2 日本語指導等協力者事業において、18校の中学校へ高等学校進学に向けて学習支援員を派遣して3年生の学習支援を年間48回、実施している。また、川崎区のふれあい館「学習サポート教室 かわさき」と連携し、学年年齢を超えて、母国語義務教育を修了した生徒への学習支援に繋げている。
今後も、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催し、学校、教育委員会事務局が関わる学習支援のモデルを継続的に検討する。

2005年度・提言②

外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくって
くために、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に
参加しやすくするなど、環境整備に努める。
- 2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1,2

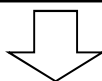
2017年度 B

- 1 今年度中に開催する人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会において、
市の各種審議会等への外国人市民の参加を積極的に検討するよう呼びかける予定。
また、外国人市民代表者会議に対し市や国際交流協会の審議会等への委員推薦や参加の
依頼があった際は、積極的に推薦を行った。
そのほか、広報広聴主管会議で外国人市民の市政参加を進めるために、外国人市民に対
する広報・広聴における配慮を呼びかけた。
- 2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等の情報収集に努めた。

ねんど ていげん 2005年度・提言 ③

がいこくじんしみん ひつよう じょうほう ひろく しゅうち
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、
じょうほう ていきょうほうほう みなお おこな
情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1 2017年度 B

1 改めて各区に提言を送付し、外国人市民情報コーナーの改善を働きかけた。
各区役所・支所ごとに外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を、各区のレイアウト変更に応じて修正を加えた上で、7言語（ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）で作成し、引き続き転入等の手続きで訪れる外国人市民へ配布している。今後さらに、全市で統一した多言語広報資料配架を各区役所に依頼するなど、外国人市民情報コーナーの内容を充実するために、各区役所等と連携した取組を行っていく。

2 2015年度 A

2 「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版として配布する。
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、統一的に配布を開始した。

3 2007年度 A

3 2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3か国語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後もより多くの外国人市民に利用されるように、広報してゆく。

2007年度・提言①

日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1.2.3

2017年度 B

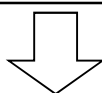
- 1 今年度も、日本語指導等協力者派遣制度により、初期の日本語指導が必要なすべての児童生徒に1回2時間72回（9か月程度）の指導を行った。また、中学3年生の高等学校進学に向けた学習支援を同事業の中で実施し、18校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を実施した。

今後、日本語指導等協力者の派遣制度の充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実させ、各学校のニーズに合わせ指導方法を工夫していく。
- 2 中学校へ編入する保護者・本人には、多文化共生ネットワークかながわで作成している多言語の高校受験の資料に沿って、特別枠受験、費用などについて、時間をかけて説明している。また、「日本語を母語としない中学生のための高等学校進学説明会」には、母語通訳の派遣を行う。今後は、日本語指導等協力者に対して入学選抜制度についての研修会を実施し、保護者が相談ができるように教育相談機関との連携、調整を図っていく。
- 3 高等学校に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは高まっている。現在は各学校が独自に情報を集め、支援に関係機関に依頼しているが、新しい支援のあり方について検討する。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ②

にほんご にほん しゅうかんとく ふな がいこくじんしみん きんきゅうじ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困ら
ないような体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使用できるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字（ピクトグラム）を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1,2

ねんど
2008年度 A

1 「地震に自信を（緊急時の対応ガイド）」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版）を各区役所やイベント時に配布。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008（平成20）年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字から

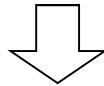
ピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ③

市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でない外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一した基準（スタンダード）を設定する。
- 2 庁舎内の案内表示を多言語にしたりルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう配慮する。
- 3 多言語以外にもイラストや絵文字（ピクトグラム）等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、提供する。



1

ねんど
2015年度 A

各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始した。

2・3

ねんど
2008年度 A

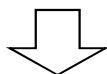
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー（6言語表記＋「i」）及び「総合案内・受付（6言語表記＋「？」）」の案内表示板（A3判）を作成し、各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 2016年度 A

今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回（9か月）行った。また、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うことができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修を充実させていく。

2 2017年度 B

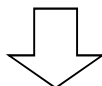
平成29年度から市内2校の県立高校で在県外国人特別募集が実施された。中学校進路担当への制度の周知を行うとともに、川崎市立高校への制度導入についての情報収集等を行った。また、川崎市域における県立高校の募集定員増について、市内中学校の卒業予定者数等の状況を踏まえながら、外国につながる子どもたちの進路実現に向けて、県教育委員会と協議を行った。

ねんど ていげん 2009年度・提言②

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく じゅうじつ 小・中学校における多文化理解教育の充実

- 1 しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく ちゅうしん 民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参
考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。
- 2 たぶんかりかいきょういく、こどもたちのあいでんていていけいせい 自己肯定のじゅうようきかい 重要な機会にな
る。がいこくにつながるこどもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] がいこくじんしんみん がっこう じゅぎょうとう みづか ぶんか くにとう 講義や実演をしてもらうことで、
にほんじんじどうせいと がいこくじんじどうせいと そうぼう たが ぶんか そんちよう あい とも い ゆたかな しゃかい きず
日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうと
する意識と態度を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1,2

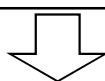
ねんど
2014年度 A

- 1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい
事業の取組や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師
ふれあい事業の参考となる「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に
各学校に配付する予定である。
- 2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、
外国につながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多く
あり、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進に
繋がっている。多文化共生に向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く
報告されていることから、一定の成果を得たものと考ええる。
今後も講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生
教育の理解、周知を進めていく。

2009年度・提言③

外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1 2017年度 B

川崎市国際交流センターで実施している外国人相談窓口において医療に関する相談を受けており、医療通訳派遣システムを運営するNPO法人MIICかながわを紹介することにより、医療に関する相談内容の解決への橋渡しをしている。今年度も引き続き、関係機関と連携をとりながら、外国人市民・各区役所・関係機関からの相談に対応している。関係機関が実施する各種研修に職員や相談ボランティアを派遣し対応力の向上を図っていく。

「医療通訳派遣システム」の活用の促進に向け、かわさきFMで「医療通訳派遣システム」について、7言語による広報を行った。また、件数、言語別・診療科目別の利用件数をはじめとしたシステムの運営状況等について情報収集を行った。

2 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

【健康福祉局 ^{けんこうふくしきょく}において ^{たんとう}担当】

神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も神奈川県や県内他市町村とも連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

2011年度 ^{ねんど}A【病院局 ^{びやういんきょく}において ^{たんとう}担当】

市立病院においては、受付窓口 ^{うけつけまどぐち}に神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院 ^{しりつびやういんすべ}全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

2012年度 ^{ねんど}A

2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持った人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1.2

2017年度 B

1 【総務企画局において担当】

階層別研修において、人権に係る講義を実施し、市職員の人権意識の向上を図った。また、今後も関係部署と十分に協議し、引き続き各階層別研修等において人権に係る科目を実施し、職員の人権意識の向上を図る。

【市民文化局において担当】

国際交流協会では、相談員が、最新の社会動向に対応するための研修の受講、相談員全体での情報交換会（週1回）等により、最新・最適の情報提供を行えるように努めた。

「かわさき市民活動センター」で実施している全市民的な市民活動支援施策の一つとして、市民活動団体の職員を対象とした活動支援のための講座を実施し、人材養成の取組を進めた。また、市民活動支援・中間支援の連携強化のため、国際交流協会も構成員とする中間支援組織のネットワーク会議を開催し、人材育成についての情報共有を行った。

そのほか、市民文化局人材育成推進委員会が実施する研修の中で、市職員を対象とする「やさしい日本語研修」を実施する。この研修を通して、外国人市民の対応に関する基本的な知識や作成方法を習得することによって、外国人市民への情報提供の改善を図る。今後も他都市の取組情報等を参考に、効果的な人材の養成や、相談窓口と相談内容に応じた関係部署との連携について検討していく。

- 2 市民文化局人材育成推進委員会が実施する研修の中で、市職員を対象とする「やさしい日本語研修」を実施する。この研修を通して、外国人市民の対応に関する基本的な知識や作成方法を習得することによって、外国人市民への情報提供の改善を図る。今後も他都市の取組情報等を参考に、効果的な人材の養成や、相談窓口と相談内容に応じた関係部署との連携について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2017年度 B

2014年度実施の外国人市民意識実態調査（書面調査）及び2015年度実施の外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）の報告書を代表者会議の調査審議の検討材料として活用した。

次回の調査の予算を確保するために、今後3年間の事業計画の中に実態調査を組み込んだ。

2

2015年度 A

2 外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1,2,3

2017年度 B

- 1 政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に要望書を提出した。なお、2017年10月1日現在における社会保障協定締結国は17カ国となっている。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ)
- 2 今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時金の期間設定及び支給額の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
今後、引き続き、制度改革について、厚生労働省に働きかけを行っていく。
- 3 今年度、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込んだ「要望書」を厚生労働省に提出した。現在、日本年金機構において、8か国語による国民年金制度の仕組みを案内するための簡易なパンフレットが発行されているが、パンフレットその他情報提供について、より一層の充実が必要と考えている。
今後、他都市と連携しながら、提言の実現に向け国及び日本年金機構に働きかけていく。

2011年度・提言③

多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1.2

2017年度 B

1 各学校においては、各教科等、各学年の学習指導要領の狙いに則して、多文化共生教育を含む国際理解に関する学習を適正に行っている。また、1998年度より継続して実施している民族文化講師ふれあい事業の実施校数が、2016年度までで延べ1,112校になり、2017年度も53校で実施する予定。

2 いくつかの国の文化に視点を置き、その国々の文化に背景があることや、外国につながりをもつ人々を理解し寄り添うことの大切さを子どもたちが学ぶことをめざし、民族文化講師ふれあい事業を実施している。1998年度から昨年度までで取り扱われてきた国や文化の数は44に及んでいる。

各学校においては、各教科等、各学年の学習指導要領のねらいに則して、多文化共生教育を含む国際理解に関する学習を適正に行っている。また、今年度の民族文化講師ふれあい事業においては、53校で様々な国や文化を取り上げて実施する予定である。

今後は、市内の学校へ通学している児童生徒の国籍・地域が多様化していることなどを踏まえ、各学校の子どもの実態に則した取組も視野に入れていきたい。

2011年度・提言④

学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1.2

2017年度 B

- 1 川崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の基本的な考え方やいじめ防止等に向けて実施する取組をまとめた「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅦ～いじめ問題の理解と対応」（総集編・改訂版）を用いて、新規採用職員の初任者研修を行っている。各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への理解を深めるとともに、未然防止や早期解決へ向けて組織的に取り組んでいる。また、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施し、いじめ問題への対応力向上に努めた。
今後も、教職員のいじめに関する感度を高める研修を継続するとともに、児童生徒が相談しやすい環境整備に努めていく。
- 2 「国際教室担当者連絡協議会」、「帰国・外国人教育相談担当者会」、「日本語指導等協力者研修」などで、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行っている。また、日本語指導等協力者が派遣されている間、変わった様子に気付いた場合には、本人と面談し、その内容を担任に報告するなど連携して指導にあたっている。また、日本語指導等協力者が保護者への連絡を行うこともしている。
文化の違いなどから子ども同士のトラブルが見られるが、このようなトラブルが起これることを担任が事前に予測し、その対応にあたるなど、いじめ等の未然防止が図られるように、今後も日本語指導等協力者とのさらなる連携をめざすほか、日本語指導等協力者にいじめ・不登校の未然防止のための研修を実施することなどを検討する。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1) 2015年度 A

1(1) 【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。

今後とも配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2) 2016年度 A

1(2) 【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。

外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。

今後とも外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

2017年度 B

1(3) 【市民文化局において担当】

「広報広聴主管会議」や「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会」で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市ホームページ多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について、改めて依頼した。

外国人市民へのサービス向上のため、市ホームページのやさしい日本語ページに一般財団法人自治体国際化協会の多言語生活情報のリンクを掲載した。

今後も「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を周知し、市民生活を送る上で特に重要な情報を優先的に多言語化を進めるよう関係部署との調整を行う。

2(1)

2017年度 B

2(1) 【各区役所において担当】

各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、多言語版フロア案内の作成、タッチパネル式大型情報端末の庁舎案内コンテンツにおける多言語表示、タブレット端末の導入、対応マニュアルの作成など、各区独自の取組も行っている。

外国人市民への窓口対応については、現状では外国語が話せる職員に対応を依頼するケースが多く、英語がわからない外国人市民が来庁した場合などは、案内が困難な状況もある。外国人市民が来庁した際の円滑な対応に向けて、今後も人材育成や組織的な対応に努めていく。

2(2)

2017年度 B

2(2) 【市民文化局において担当】

英語（ローマ字）で発行することができる証明書を所管する部署に対し、市民が英語（ローマ字）での証明書発行サービスを利用しやすくなるような取組について検討するよう呼びかけた。

ねんど ていげん 2013年度・提言②

がいこくじんほごしや あんしん にほん こ かていきょういく おこな
外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、
にほん がっこう きょういく しゅく せいど けいけんしや こうりゅう ばしよ きかい ていきょう
日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるため
の取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 にほん がっこう きょういく しゅく せいど し たげんごしりよう ていきょうせつめい きかい
日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会
を設ける。

2 こそだ ちゅう がいこくじんほごしや ちいき ほごしや こそだ けいけんしや こうりゅう ばしよ きかい ていきょう
子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供す
る。



1

ねんど
2015年度 A

1 にほん がっこう きょういく しゅく きょういくせいどろ たげんご きさい もんぶかがくしやう
日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省
作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明して
いる。また、各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を
集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえ
るよう担当者に周知した。

さらに、市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所（区民課・
児童家庭課）、国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を
掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」（7か国語）を送付しているが、今年度
から冊子の中身を改訂し、日本語学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを
加えて配布した。

2

ねんど
2015年度 A

2 きょういくぶんかいかん しみんかん じっし しやかいきょういくしんこうじぎょう こそだ
教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や
「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の
提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも
開設している。（4月～3月、全11回予定）

通常（つうじょう）の機会（きかい）提供（ていきょう）に加え（くわ）、より参加（さんか）しやすい機会（きかい）としての「外国人（がいこくじん）子育て（こそだ）ひろば」も定着（ていちやく）
し、一定（いってい）の参加者（さんか）があった。今後（こんご）、多言語（たげんご）広報（こうほう）、通訳（つうやく）補助（ほじょ）など、外国人（がいこくじん）保護者（ほごしや）が安心（あんしん）
して参加（さんか）できる体制（たいせい）の整備（せいび）に努（つと）める。

ねんど ていげん
2013年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はつき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかんりぎようせい かいぜん
し日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら
法務大臣に働きかける。

ざいりゆうしかく かぞくたいざい かぞく ほんい ざいりゆうがいこくじんおよ さいごうしや おや みく
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に
はたら
働きかける。

ざいりゆうしかく えいじゆうしや にほんじん はいごうしや えいじゆうしや はいごうしや ていじゆうしや も ざいりゆうがいこくじん どうがい
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該
しかく ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい
資格を有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ぼあい おや ざいりゆうきかんこうしんてつづ ひつよう とし にほんこくない おこな
3 1、2の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすること
くに はたら
を国に働きかける。



1,2,3

ねんど
2017年度 B

しゅつにゆうこくかんりぎようせい くに どうこう た じちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう つと
出入国管理行政について、国の動向や他の自治体の取組等、情報収集に努めた。
ひ つづ こくないがい どうこう かくじちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう おこな
引き続き、国内外の動向や各自治体の取組等の情報収集を行っていく。

ねんど ていげん 2015年度・提言①

が い こくじん し えん じょうほう てい きょう じょうほう はっしん そうだん まどぐち たぶん かきょうせい すい
外国人支援(情報提供・情報発信、相談窓口)と多文化共生の推
しん いぶん かこうりゅう こくさいりかい そくしん いぼしよ ねつとわーく
進(異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり)を
もくてき しみん ぎょうせい しみん どうし ちゅうかん しえん そしき やく
目的とし、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役
わり
割をはたす地域の拠点づくりを推進する。

1 「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。

2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて主導的な役割を担うよう努める。



1 2017年度 B

株式会社セブン銀行と多文化共生に関する協定を締結し、セブン銀行アゼリア出張所で
市が発行する生活に役立つ多言語資料の配架を開始した。セブン銀行アゼリア出張所では
生活に関わる相談も多数寄せられていることから、定期的に情報交換を行い、相談件数の
多い、マイナンバーに関する多言語資料を提供する等、連携した取組を行っている。

また、市北部での開設実現のために麻生区内において、現地調査を行った。引き続き、
公的機関だけでなく、NPOや民間企業との連携を含め検討、調整を行っていく。

2 2017年度 B

川崎区役所地域みまもり支援センター主催の川崎区通訳・翻訳バンクボランティア交流
会を社会福祉法人青丘社とともに公益財団法人川崎市国際交流協会として共催し、国際交
流協会のボランティア研修の一環として位置づけて開催に協力した。また、神奈川県教育
委員会とNPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ主催の外国につながる子ども支
援のためのネットワーク会議に始めて参加し、県内の学習支援関係者との協力関係を拡大
した。

株式会社セブン銀行と締結した協定の内容を国際交流協会に説明するとともに、セブン
銀行に寄せられる様々な生活相談を国際交流協会が実施している相談業務につなげるよう
調整を行っていく。

2015年度・提言②

外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する多言語情報の提供を促進する。

- 1 外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう外国人市民への提供に努める。



1 2017年度 B

新たにベトナム語版を追加し、9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよう事業を継続して実施する。

2

【川崎区にて担当】2016年度 A

6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援センターや子ども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内だけでなく、子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

【幸区にて担当】2016年度 A

「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県ホームページ（多言語版）のQRコードを掲載すると共に、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時に外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

【中原区にて担当】2017年度 B

年齢に応じた窓口案内を多言語で作成し、併せてかながわ国際交流財団が作成した外国人住民向けの子育て支援パンフレットを活用して、相談窓口の的確につながるよう多言語情報の提供を進めた。

【高津区にて担当】2017年度 B

子育てガイドブックに外国人の方への育児支援として、日本での妊娠・出産などの情報を日英併記で6ページにわたって掲載した。今年度から保険年金課（小児医療証窓口）でも交付を開始し、より一層多くの外国人市民に交付することができるようになった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂にあたり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記または日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

【麻生区にて担当】2017年度 B

子育てガイドブックの改訂に際し、当該ページ記載の制度、組織の名称、連絡先、内容等に変更があるか、表記等が正確かを精査した。また、日本語を母語としない来庁者に向けて、多言語こども情報コーナーにガイドブックがあることを周知するための外国語表記の案内を作成している。

ねんど ていげん 2015年度・提言③

がいこく こ げんご かべ こうとうがっこう しん
外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進
がく あきら にゆうしせいど にゆうがくご しえん じゅうじつ
学を諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実
ねんどていげん さいていげん
させる。(2009年度提言の再提言)

- 1 かわさきしりつ こうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゆうしせいど どうにゆう
川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入
する。
- 2 かながわけんりつ こうとうがっこう げんざいじつし ざいげんがいこくじんとうとくべつほしゅうわく ざいげんわく
神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)につ
がっこうすう ていいんすう ふ ねんいんない じょうけん かんわ はたらき
いて、学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに
かわさきしんない けんりつこうこう ざいげんわく せっち はたらき
川崎市内の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 じゅげんじ はいりよ がっこうせいかつ すむ ーず、てきおう にほんごしどう
受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめと
にゆうがくご いう い たいせい せいび じゅうじつ
する入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



1 2017年度 B

かわさきしりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつほしゅうせいど どうにゆう おこな
川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入について、すでに行われている学校で
けいたい ぼしゅうじょうきょう じょうほうしゅう けんきゅう おこな
の形態や募集状況等について、情報収集、研究を行った。

2 2017年度 B

へいせい ねんど から しんない こう けんりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつほしゅう じつし ちゅうがくこうしんろたんどう
平成29年度から市内2校の県立高校で在県外国人特別募集が実施された。中学校進路担当
への制度の周知を行うとともに、川崎市立高校への制度導入についての情報収集等を行っ
せいど しゅうち おこな かわさきしりつこうこう せいど どうにゆう じょうほうしゅうしゅうなど ぎょう
た。また、かわさきしんない けんりつこうこう ぼしゅうていいんずう しのちゅうがっこう そつぎょうよていしゃすとう
川崎市域における県立高校の募集定員増について、市内中学校の卒業予定者数等
の状況を踏まえながら、外国につながる子どもたちの進路実現に向けて、県教育委員会と協
じょうきょう ふ がいこく こ しんろじつげん わ
議を行った。

3 2017年度 B

こうとうがっこうていじせい にゆうがく がいこく せいと ねんねんぞう かけいこう にほんごしどうおよ がつ
高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学
こうてきおう たい しえん に ーず つよ げんざい かくこうとうがっこう 独自に情報を集め、
校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在、各高等学校が独自に情報を集め、
しえん かくかんけいきかん いらい にほんごしどうとうきょうりよくしや とうろく
支援を各関係機関に依頼しているかたちとなっている。日本語指導等協力者に登録している
かた ひじょうきん ぼらん てい あ はけん じょうきょう せいと おこな
方が、非常勤ボランティアとして派遣されている状況があり、生徒のサポートを行ってい
る。引き続き、相談があれば対応していく。

今後について、初期の日本語指導を自指す日本語指導等協力者派遣事業との役割を分けな
がら、新しい支援のあり方について、検討していく。

2015年度・提言④

入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の再提言)

- 1 入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



1 2017年度 B

これまでも入居差別に関する相談は、まちづくり局住宅整備推進課で対応しているが、相談窓口としての明確な位置づけや周知を行っていないことについて、対応準備を行っている。具体的な物件探しの相談に対応できる体制が必要であることから、居住支援協議会で構築する予定の入居支援体制を活用するとともに、周知を行っていく。

2 2017年度 B

これまで不動産会社や家主向けに行ってきた周知について、各区の外国人市民情報コーナーでの周知等を準備している。

3 2017年度 B

周知用パンフレットの内容を更新した。また、各区の外国人市民情報コーナーへの周知用パンフレットの配架を準備している。

2015年度・提言⑤

「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



1 2017年度 B

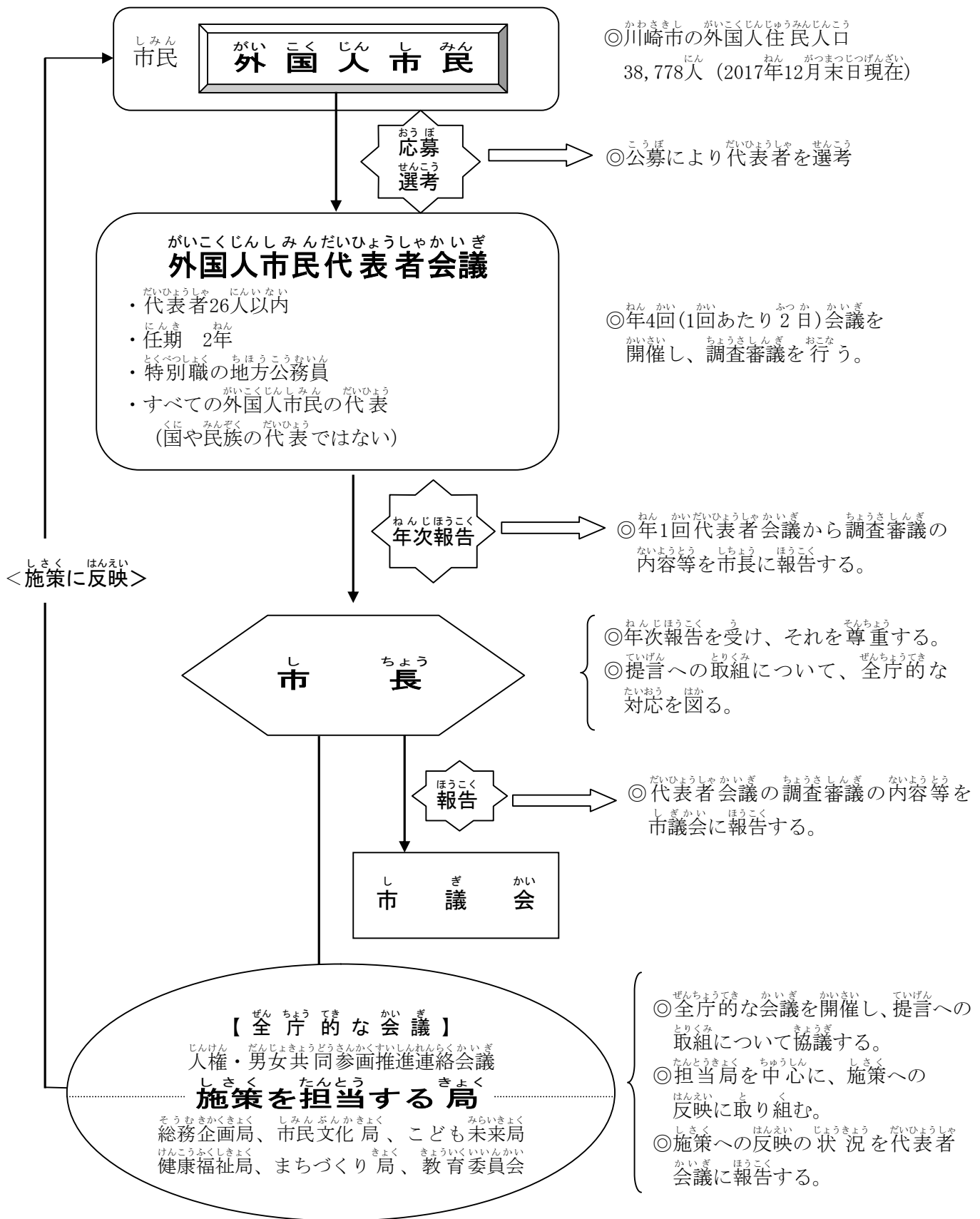
やさしい日本語のガイドラインや手引きを作成している自治体の情報収集を行い、ガイドラインに盛り込む内容を整理し、ガイドライン策定に向けた準備を進めている。
今後、基本的な作成方法をまとめたガイドラインを作成し、全庁的に周知を図るとともに、ガイドラインに基づくやさしい日本語研修を計画する。

2 2017年度 B

庁内会議において、市ホームページにおけるやさしい日本語の情報を増やすよう呼びかけた。また、所管課からの相談を受け、やさしい日本語による情報を増やすよう対応した。
外国人市民へのサービス向上のために、やさしい日本語ページに一般財団法人自治体国際化協会の多言語生活情報のリンクを掲載した。また、台風による災害情報が発令された際は、迅速にやさしい日本語で情報を発信した。
引き続き、ホームページ所管課と連携し、ホームページの改善について検討を進めていく。

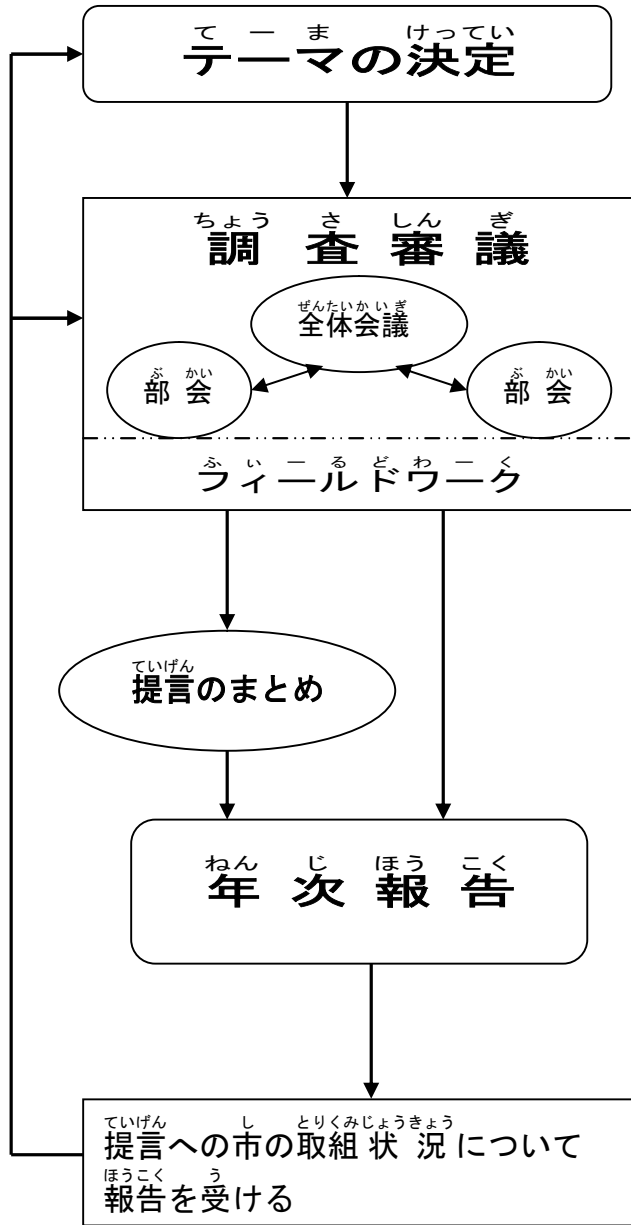
4 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィニルドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民文化局 人権・男女共同参画室

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

5 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎょうえいようこう 川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅっせき
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゆう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじょう もの かいぎ ふぎ あんけん しめ かいぎ せいきゆう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちょう ていしゅつ かいぎ けいかとう がいよう する てきろく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちょう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けっかおよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい だいひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちょう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしょう た じゆう しよくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう ぎ むいほん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゆう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつていん しょう ばあい いいんちよう かいぎ はか ほじゆう しちょう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出
ることができる。

いにん
(委任)

だい じょう じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せいふく かいぎ はか さだ
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいへいせいねんかわさきしじょうれいだいごういか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
じょうれい だい じょう きてい もと しちよう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんになん ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちよう だいひょうしゃ せんになん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
いか だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち せんこう けつか もと いしよく
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。

だいひょうしゃ はいぶん
(代表者の配分)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ にん いない はいぶん つぎ かくごう おこな
第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

- ほんし じゅうみんきほんだいちよう きろく もの にほん こくせき ゆう かぎ
(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、日本の国籍を有しないものに限
る。)が1,000人以上いる国籍・地域に10人を配分する。その配分の内訳は1,0
00人以上いる国籍・地域に1人ずつ配分し、残りをその数に比例して配分する。
こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゅつ ちいきぶん もと ちいき にん むこくせきしゃ ふく
(2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含
む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上
とする。

ぜんこう きてい はいぶんすう たい おうぼすう み また おうぼしゃ せんこうきじゅん み
2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさ
ないときは、その都度協議するものとする。

だいひょうしゃ ぼしゅう
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

ぼしゅう がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃおうぼしんせいしよ だい ごうようしき おこな
2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいひょうしゃ せんこうきじゅん
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう おうぼしゃ にほんご かいわのうりよく ほか
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゅうじょうきよう きょうせい せつきょくせいとう
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
こうりよ せんこう
考慮して選考する。

ぜんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ
2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
はいりよ
な配慮をするものとする。

きじゅんび
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごう じゅうみんきほんだいちよう きろく だいひょうしゃ せんになん とし がつついたち
第6条 第3条第1項第1号の住民基本台帳の記録は、代表者を選任する年の1月1日の
きろく もち
記録を用いる。

まん さいおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん きじゅんび だいひょうしゃ かいせん とし がつついたち
2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいん かい ほか しみん ぶんか
第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民文化
きよくちょう さだ
局長が定める。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

（基準日の特例）

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

（代表者選考委員会の任期）

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいはりょうしゃ かいぎ だいはりょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

もくてきおよ せっち
(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしょう じこう
(所掌事項)

第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

そしき
(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局長
- (2) 市民文化局市民生活部長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) 総務企画局総務部長
- (6) 教育委員会事務局総務部長

いいんちやう
(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

じむきょく
(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局人権・男女共同参画室に置く。

いにん
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

ふ そく
附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

ふ そく
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみるしさくせんもんちようさいんせつちようこう
川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう かわさきし がいこくじんしみるしさく えんかつ すいしん ほか しみるぶんかきよくじんけん だんじょ
第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民文化局人権・男女
きやうどうさんかくしつ きんむ ひじようきんしよくたくいん ひつよう じこう さだ
共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

しよくめい
(職名)

だい じょう ひじようきんしよくたくいん めいしやう かわさきしがいこくじんしみるしさくせんもんちようさいん い か せんもんちようさいん
第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員（以下「専門調査員」と
いう。）とする。

みぶん
(身分)

だい じょう せんもんちようさいん ちほうこうむいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こうだい ごう
第3条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に
きてい とくべつしよく ひじようきんしよくたくいん
規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

しよくむ
(職務)

だい じょう せんもんちようさいん しよくむ つぎ
第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。
(1) がいこくじんしみるんだいひやうしやかいぎ ちやうさしんぎしりやう さくせい かん
外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
(2) がいこくじんしみるんだいひやうしやかいぎ うんえいほじよ かん
外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
(3) がいこくじんしみるしさく かん ちやうさおよ しりやうさくせい かん
外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
(4) ためい じこう
その他命じられた事項

ていすう
(定数)

だい じょう せんもんちようさいん ていすう ひとり
第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

にんようおよ にんようきかん
(任用及び任用期間)

だい じょう せんもんちようさいん がいこくじんしみるしさく かか せんもんてき ちしきけいけん ゆう もの しちやう
第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市長が
にんめい
任命する。

ちゆう りやく
(中 略)

ふ そく
(附 則)

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。